

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和6年8月14日

案件名	(仮称)市民栄誉表彰制度の創設について(相模原市表彰条例の改正)						
所管	市長公室	局 区	部	秘書	課	担当者	内線

## 事案概要

本市在住の吉沢恋選手がパリ2024オリンピック競技大会スケートボード女子ストリートにおいて金メダルを獲得された功績を契機に、後世の子どもやアスリートたちに夢を与えるレガシーとして「(仮称)市民栄誉表彰」を創設するため、「相模原市表彰条例」を改正するもの

### 審議事項

庁議で決定  
したいこと及び  
想定(希望)  
している結論

条例の改正について  
・創設する表彰の名称、対象者、授与の方法など

### 審議結果 (政策課記入)

○原案のとおり承認する。  
ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	・後世の子どもたちに夢を与え、文化・スポーツの振興に寄与することができる。 ・文化・スポーツを通じて豊かな人間性を育み、健康増進や活力ある社会づくりを推進する。 ・市を挙げて文化・スポーツを応援する機運を高めることでシビックプライドの向上につながる。					
	効果測定指標	なし			施策番号	1,4,12	
		R6	R7	R8			
	事業効果 年度目標	(仮称)市民栄誉表彰の贈呈					

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

### ○事業スケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施内容	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             庁内 調整           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             9月 定例会議           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             表彰           </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8/9 調整会議</li> <li>・8/14 決定会議</li> <li>・市表彰審査委員会へ意見照会</li> <li>・8/27 議案決裁</li> <li>・9/4 提案説明</li> </ul>						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(総務費)		50						
うち任意分		50						
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		50	0	0	0	0	0	0
うち任意分		50						
捻出する財源※2		50						
一般財源抛出現込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	市政功労表彰等のための現行予算の範囲内で執行する。							
税源涵養(事業の税収効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs  
関連ゴールに○

								
		○	○					
								

日程等  
調整事項

条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	9月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供		

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
夢COCOプロジェクトチーム	検討の結果、表彰条例を改正し、(仮称)市民栄誉表彰を創設することとした。
	表彰の対象としては、オリンピック・パラリンピックの金メダル受賞者を案としていたが、他の権威ある世界大会も対象とすべきとの意見があり、所管課で検討した結果、世界的な大会で優勝した者を対象と改めた。
	表彰の名称は、ドリーム賞など候補が挙げられた。所管課で検討した結果、国民栄誉賞が連想でき、市民にとって表彰の趣旨や功績、称賛の内容が伝わりやすい市民栄誉表彰とした。

備考


庁議におけるこれまでの議論

【資料について】

○(総務法制課長)説明資料の1ページ下段にある黄色い囲み部分が本条例改正の目的であり重要な要素であるが、認識がづらい。今後、議会に対して何故新たな表彰制度を設けるのかしっかりと説明する必要があるため、こうした内容を前面に出していただきたい。

→(秘書課長)修正する。

○(総務法制課長)新旧対照表内改正案の第2条において、市民荣誉表彰が特別表彰の次に追記されているが、違和感がある。各表彰の位置付けとしては、市民荣誉表彰を最初若しくは特別表彰の前に追記することが適当と思われるため、検討をいただきたい。

→(秘書課長)検討する。

○(総務法制課長)事案調書の「事業概要」等について、記載がスポーツとアスリートのみとなっている。文化に係る内容も対象としているため、提案内容と記載内容の整合性が取れるよう修正していただきたい。

○(経営監理課長)事案調書内の夢COCOプロジェクトに関する記載について確認したい。市民荣誉表彰の内容そのものは事案担当課から同プロジェクトチームに提案したもののか、若しくはプロジェクトチームから提案があったものか。

→(秘書課長)表彰制度の創設についてプロジェクトチームへ提案し賛同を得たものである。

→(経営監理課長)当該箇所の記載は、プロジェクトチームと共に検討したということが読み取れるよう改めた方がよい。

○(政策課長)平成25年度に特別表彰を規程から条例に位置付ける改正がされているが、岩清水選手は資料中の平成27年度の表彰の際、初めて条例に基づく特別表彰を受けたという理解でよいか。

→(秘書課長)そうである。

○(政策課長)参考資料として、これまでにあった特別表彰の一覧を加えていただきたい。

【表彰の対象について】

○(総務法制課長)特別表彰は個人及び団体のいずれも対象となっているが、市民荣誉表彰は個人に限定されている。そうした違いやその理由についてしっかり説明できるよう整理しておいていただきたい。

○(財政課長)過去の特別表彰は本条例第5条の第1項号及び第2項号のいずれに該当したものか伺いたい。

→(秘書課長)説明資料にある①と⑤のはやぶさミッションに係る表彰が第2項号、②と③、④の岩清水選手への表彰が第1項号に該当する。

→(財政課長)市民荣誉表彰は金メダルを獲得した選手を想定していると思われるが、銀メダルを獲得した場合で「世界の文化の向上及び発展に極めて大きな貢献をした者」に該当した場合は対象となるのか。

→(秘書課長)対象となる。また、銀メダルを獲得した場合で「世界の文化の向上及び発展に極めて大きな貢献をした者」に相当する実績がない場合は特別表彰の対象となる。

○(人事・給与課長)「極めて最も優秀な成績」となると金メダルの獲得が想定されるが、「世界的な競技会等」となると世界選手権等、様々な世界大会がある。今後は、そうした大会で優勝した選手が基本的に対象となるのか。

→(秘書課長)様々な競技で多くの世界大会が開催されているが、そうした中で「本市の魅力及び知名度の向上等に寄与した功績が極めて顕著」とは、大会の様子が連日報道されるなど、市民、国民の間で社会的な関心が極めて高い大会であることが条件と考える。具体的にはオリンピックとワールドカップを想定している。

○(人事・給与課長)今後、議会等においても同様の内容を問われると思われるので、将来的な想定を説明できるよう整理しておいた方がよい。また、「世界の文化の向上及び発展に極めて大きな貢献をした」とはどのような場合を想定しているのか。

→(秘書課長)具体的にはノーベル賞等を受賞した場合を想定している。

○(総務法制課長)特定の選手のみを想定した表彰と誤解されないよう、今後の想定をしっかりと整理しておいた方がよい。

→(秘書課長)当該表彰の対象が市民に夢を与えるレガシーであることをしっかりと打ち出すとともに、今後の想定を資料に加えたい。

○(経営監理課長)市表彰審査委員会への意見聴取は、規定に関する内容か、若しくは対象者の妥当性について行うのか。

→(秘書課長)今回の意見聴取は規定についてのみ行う予定である。表彰対象候補者については、所定の手続きを経て、10月の審査委員会において他の表彰対象候補者ととも諮問、答申を諮る予定である。

<<原案のとおり上部会議に付議する。

ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。>>

調整会議の

主な議論

(8/9)

# (仮称)市民栄誉表彰制度の創設について (相模原市表彰条例の改正)

令和6年8月14日(水)決定会議  
市長公室 秘書課

## (仮称) 市民栄誉表彰制度の創設について (市表彰条例改正)

### 【目的】

### 「(仮称) 市民栄誉表彰」を創設

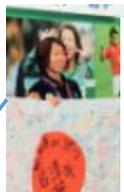
世界的な競技会等において最も優秀な成績を収めるなど、本市の魅力及び知名度の向上に大きく寄与された功績を称えるとともに、後世の子どもやアスリートたちに夢を与える新たなレガシーの創出を図る



①H22.11.20  
(市制施行記念日)  
はやぶさ2ミッション



②H23.7.28  
岩清水梓選手  
なでしこジャパン  
ドイツW杯制覇



③H24.9.12  
岩清水梓選手  
なでしこジャパン  
ロンドン五輪  
銀メダル



④H27.10.27  
岩清水梓選手  
なでしこジャパン  
カナダW杯準優勝



⑤R3.3.12  
はやぶさ2  
ミッション



令和6年7月  
パリオリンピックで  
14歳の吉沢恋選手が  
金メダル獲得!

H25.3市表彰条例改正  
(それまで規程だった特別  
表彰を条例に位置づけ)

2010  
(R22)

2011  
(R23)

2012  
(R24)

2013  
(R25)

2015  
(R27)

2021  
(R3)

2024  
(R6)

本市では、これまで

本市の魅力及び知名度の向上に寄与し、その功績が極めて顕著であると認められ、かつ

(1) **世界的又は全国的**な競技会等において**極めて優秀**な成績を収めたもの

(2) **我が国**の文化の向上及び発展に**極めて大きな貢献**をしたもの

に該当する市民又は本市に関係ある個人若しくは団体に対し顕彰を行ってきた。(市表彰条例第5条「特別表彰」)

## 相模原市表彰条例

市政の進展、公共の福祉の増進、文化の向上、スポーツの振興等に功労のあった者又は広く市民の模範となるものを、毎年11月20日の市制施行記念日に表彰するもの。昭和35年から実施。

表彰の種類(カッコは令和5年度までの実績(延べ))

### ◆ 市政功労表彰【第3条】

(4,943件(個人4,423、団体520))

市政の進展、公共の福祉増進、文化の向上など、幅広い分野で社会的に貢献したものの

### ◆ 文化・スポーツ表彰【第4条】

(221件(個人179、団体42))

文化・スポーツ分野の大会等で、優秀な成績を収めたもの  
※平成25年 新設

### ◆ 特別表彰【第5条】 (5件(個人3、団体2))

次の各号のいずれかに該当し、かつ、本市の魅力及び知名度の向上に寄与し、その功績が極めて顕著であると認められるもの

(1)世界的又は全国的な競技会等において極めて優秀な成績を収めたもの

(2)我が国の文化の向上及び発展に極めて大きな貢献をしたもの

※平成25年 規程から条例に位置づけ

### ◆ 自治功労表彰【第6条】

(259件)

市長、市議会議員、副市長、執行機関の委員として一定期間在職し功労顕著なもの

### ◆ 市民文化表彰【第7条】

(49件)

公共の福祉の増進、文化の向上、スポーツの振興に寄与し、その功績が特に顕著と認められるもの

## 改正(案)

### ◆ 市民荣誉表彰【新設】

市民で、次のいずれかに該当し、かつ、本市の魅力及び知名度の向上に大きく寄与し、その功績が極めて顕著であると認められるものに

「市民荣誉表彰」を贈呈する

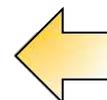
**【想定】その功績について、連日報道される等、国民が広く注目し、称賛されていること**

(1) **世界的な競技会等において最も優秀な成績を収めたもの**

**【想定】オリンピック・パラリンピックの金メダル、ワールドカップ優勝等**

(2) **世界の文化の向上及び発展に極めて大きな貢献をしたもの**

**【想定】ノーベル賞、フィールズ賞の受賞等**



## 表彰の種類・対象・方法

表彰の種類 (現行条項)	対象			方法	
	市民	本市に関係のある		表彰状・ 記念品	その他
		個人	団体		
市政功労表彰 (第3条)	○	○	○	○	—
文化・スポーツ表彰 (第4条)	○	○	○	○	—
特別表彰 (第5条)	○	○	○	○	—
市民栄誉表彰 (新設) 改正後は第6条	○	○	—	○	—
自治功労表彰 (第6条) 改正後は第7条	※	※	—	○	自治功労章
市民文化表彰 (第7条) 改正後は第8条	○	—	—	○	市民文化章

※ 自治功労表彰は、個人を対象にしているが、第6条第1項各号列記の公職の在職期間を満了していれば足り、市民や本市に関係のある個人であることを要しない。

# 条例改正に向けた想定スケジュール

- 8月 9日(金) 調整会議
- 8月 14日(水) 決定会議
- 8月 15日(木) 「市表彰審査委員会」へ  
意見照会
- 8月 27日(火) 議案決裁
- 9月 4日(水) 市議会本会議において  
提案説明

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和6年8月14日

案件名	(仮称)相模原市子育て応援条例の制定について					
所管	子ども・若者未来	局区	部	子ども・若者政策	課 担当者	内線

**事案概要**

社会全体で子育て世代を応援する気運を醸成し、結婚や子育てを希望する者がその希望を叶えることができ、社会に温かく見守られながら安心して子育てすることができる社会を実現するため、「(仮称)相模原市子育て応援条例」を制定する。

審議事項 <span style="color: red;">(庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)</span>	条例の制定について ・条例文案(前文、目的、定義、基本理念、市の責務、市民等の役割等)
審議結果 (政策課記入)	○継続審議とする。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代が子育てに対する喜びをより実感することができる。</li> <li>・結婚、子育てを希望する市民の希望がかなえられ、少子化対策につながる。</li> <li>・市を挙げて子育て世代を応援する機運を高めることでシビックプライドの向上につながる。</li> </ul>				
	効果測定指標	子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民の割合(現在、相模原市子ども・子育て会議で審議中)	施策番号	1・2		
		R6	R7	R8		
	事業効果 年度目標	相模原市子ども・子育て会議で審議中				

**事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工**

○事業スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9
実施内容	<p style="text-align: center;">庁内調整</p> <p style="text-align: center;">子ども・子育て 会議への諮問・答申</p> <p style="text-align: center;">社会福祉審議会への 意見聴取</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁議(1月)</li> <li>● 庁議(8月)</li> <li>● 部会(子ども文教委員会) へ説明(9月)</li> <li>● パブリックコメント (9月中旬)</li> <li>● 教育委員会に情報共有</li> <li>● 議会提案(12月)</li> <li>● 条例施行(1月)</li> </ul>	<p style="text-align: center;">周知及び関連 事業の実施</p>		

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
事業費(費)		1,995	0	0	0	0	0	0	
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債									
その他									
一般財源		1,995	0	0	0	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額		1,995	0	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									
税源涵養(事業の税収効果)									
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)							
項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
実施に係る人工	A								
局内で捻出する人工※	B								
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	
局内で捻出する人工概要									
SDGs 関連ゴールに○	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○		○						
	10	11	12	13	14	15	16	17	
								○	
日程等 調整事項	条例等の調整	条例	制定あり	議会提案時期	令和6年12月	定例会議	報道への情報提供	資料提供	
	パブリックコメント	あり		時期	令和6年10月	議会への情報提供	部会	令和6年9月	
事前調整、検討経過等									
調整部局名等	調整内容・結果								
政策課	審議内容について説明済								
総務法制課	審議内容について説明済								
教育総務室	審議内容について説明済								
産業支援・雇用対策課	関連する内容について説明済								
人権男女共同参画課	関連する内容について説明済								
相模原市子ども・子育て支援事業推進会議(関係課長会議に相当)※	審議内容について説明済 令和6年3・4・5・6月の計4回実施								
調整会議	令和6年1月22日実施 条例の制定・検討体制・スケジュールについて審議し、原案を一部修正し、承認された。令和6年7月3日実施。上記審議事項について審議し、継続審議となった。								
関係課長会議	令和6年8月1日実施(政策課、総務法制課、財政課)。7月3日に行われた調整会議にて指摘された事項について資料を修正し、再度調整を行った。								
備考	※子ども・若者支援課、保育課、子育て給付課、こども家庭課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、								
	南子育て支援センター、児童相談所総務課、陽光園、高齢・障害者福祉課、高齢・障害者支援課、精神封建福祉センター、生活福祉課、健康増進課、学務課、学校教育課、青少年相談センター								

庁議におけるこれまでの議論

●令和6年7月3日調整会議

【条例制定の背景について】

○(人事・給与課長)さがみはら子ども応援プランの成果指標について、平成30年の基準値から大幅に低下している原因は何か。

→(こども・若者政策課長)原因について分析しているが、明確な理由は分からない。コロナ禍における外出自粛などが大きく影響していると考える。

→(人事・給与課長)条例制定に合わせ、新たな施策を打ち出すという中で、神奈川県主催の事業にエントリーすることが新たな施策と言えるのか疑問が残る。また、「次期子ども・子育て支援事業計画」を3月末に策定することだが、条例に記されている「子育て世代応援計画」は別の計画となるのか。具体的な施策をどの計画でどのように位置付けるのか。

→(こども・若者政策課長)「子育て世代応援計画」を別の計画として策定するものではない。具体的な施策は「次期子ども・子育て支援事業計画」で位置付け、条例に資する事業であることを示していきたい。条例の表現については検討する。

→(人事・給与課長)「次期子ども・子育て支援事業計画」策定前に、条例を制定するのであれば、どのような施策を検討しているのか問われると考える。

○(緑区役所区政策課)説明資料5ページのアンケート結果について、結婚していない理由を複数回答可としていると考えるが、「結婚するにはまだ早い」「結婚する必要性を感じない」など、自分で主体的に結婚を選んでいない回答も上位を占めている中で、「めぐり会えない」だけを理由として条例を制定することに疑問が残る。

→(こども・若者政策課長)「めぐり会えない」を選択した人は、結婚を希望している人達であり、「いずれ結婚したい」と回答した人達も希望を持っている。この条例は、結婚を希望する人達を応援するものであるため、制定の背景として記している。結果として、希望しない人達が多いことも承知している。

→(緑区役所区政策課)特定の人達のために条例を制定するのか。理念条例に近いものであるが、全市民が享受し、子育てに繋がり、人口減社会に貢献するという遠因な部分はあると理解できるが、条例として制定する必要性が問われると考える。

【条例制定の目的、理由及び効果について】

○(総務法制課長)「こども基本法」や「こども大綱」がある中で、本市ならではの行政課題はどこにあるのかとともに、新たに条例として制定する理由について伺う。また、「子ども権利条例」にて、子育て家庭への支援が規定されているが、この条例との違いを確認したい。

→(こども・若者政策課長)さがみはら子ども応援プランでの成果指標である「子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民の割合」の実績が低く、また、昨年度実施したアンケートでは「子どもを産み育てることを今の社会は十分に評価していると思うか。」に対して、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した方が5割から6割程度の結果となり、課題であると捉えている。新たに制定する条例では、そのような方々や、これから結婚・子育てを希望する人達を応援していくことを目的とする。「子どもの権利条例」については、子どもを主体とした条例となっており、子ども目線の条例となっている。

→(総務法制課長)本市ならではの特化した課題という認識で良いのか。

→(こども・若者政策課長)特化した課題であるかどうかまでは把握できていない。本市として、そのような人達を応援することが重要であると考ええる。

→(総務法制課長)重要であることは承知している。なぜ重要なのか説明が必要である。そのためにも、課題を明確にし、どのような手段で解決していくのか、条例を制定する意味や理由を示していきたい。

→(こども・若者政策課担当課長)少子化対策は全国において取り組んでいる課題であり、自治体ごとに特色があり、条例もその1つである。本市でも「子育てするなら相模原」を打ち出している中で、子どもがいる世帯だけではなく、結婚したい・子育てしたいという希望も含めて、応援施策に取り組むことがポイントとなっている。また、本市は大学卒業を機に転出する若者が多くいるため、条例を制定し結婚を望むものを支援することで、転出抑制やシティプロモーションにもつながるものと考ええる。

○(人事・給与課長)子ども・子育て会議の意見にもあったが、条例名にある「エール」という言葉について、説明では「応援」という言葉を使っているのに、「エール」にこだわる意図はあるのか。

→(こども・若者政策課長)漢字で表記するよりカタカナを使用した方が、周知等を図っていく中でも目立つ言葉であると考ええる。

→(人事・給与課長)「エール」という言葉では、一方的な印象があり、市が支援していくイメージが湧いてこない。

【条例の構成・概要について】

○(総務法制課長)この案件については新規条例となるため、各条文の確認が必要である。条例(案)を参考資料としてではなく、各条文の内容が分かるよう、説明資料に追記していただきたい。

○(財政課長)各種施策との連携が図られた上で、この定義となっているのか。今後、計画を策定し様々な施策を展開していくということだが、計画の内容と定義が一致しているものなのか。

→(こども・若者政策課担当課長)子どもが18歳未満であることは一般的な定義であるが、若者を40歳未満としていることについては、こども大綱において若者が示され、自立できない引きこもりの方が増えてきた背景も踏まえ、支援の対象に含めた経過がある。

→(財政課長)施策と連動させていくということが良いか。

→(こども・若者政策課長)そのとおりである。20代・30代を応援するものとなっている。

2024/7/3  
調整会議  
主な議論

続き

7月3日  
調整会議  
主な議論

【条例における主体の整理について】

○(総務法制課長)条例の定義について、子育て世代は「結婚又は子育てすることを希望する者及び現に子ども又は若者を監護する者」としている中で、若者は「18歳以上、40歳未満の者」としているが、例えば、39歳を監護している保護者も対象となるのか。

→(こども・若者政策課長)条例の対象となる。

→(経営監理課長)国の定義と同じであれば構わないが、条例名とイメージする定義が異なっている印象がある。また、一般的な認識とずれている部分があるため、広く市民の方が理解できる内容なのかという印象もある。

→(総務法制課長)めぐり会いがないことに対するマッチング事業や、収入が少ないことに対する経済的な支援など、そのようなことも条例に盛り込んでいくのではないかと。一方で、「めぐり会いがない」という部分は人権に配慮しなければならない事項であり、説明資料P11に記載されている「本市の少子化の実態について分析している中で、結婚した方はだいたい子どもを持つ傾向にある」は非常にデリケートな内容のため、表現に気をつけていただきたい。

→(こども・若者政策課長)表現については検討する。個人の価値観が前提にある中で、あくまでも希望する意思表示がある人達をしっかり応援していくことはゆるがない部分である。

→(総務法制課長)結婚の定義である「婚姻及び互いを人生のパートナーとして協力し合いながら継続的に日常生活をともにし、又はすることを約した一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する2人の者の関係」は、パートナーシップ制度を示していると考えるが、パートナーの1人に子どもがいた場合、ファミリーシップ制度に関連してくる。本市として、まだ認めていない内容となるため、条例の制定にあたり、市民局と調整願いたい。

→(こども・若者政策課長)対象にしたいと考えるため、市民局と調整する。

○(財政課長)説明資料8ページの主体の整理について、0歳から17歳の欄に「希望しない者」「監護していない」と記していることに違和感がある。

→(こども・若者政策課長)希望する人達だけを応援する趣旨を分かりやすくするための表現であったが修正する。

【条例制定後の取組について】

○(総務法制課長)条例制定後の取組について、具体的な施策として「神奈川県主催 恋カナ！プロジェクトへのエントリー」や「ストラップやシール等、応援する気持ちの見える化」だけでは足りないと思う。また、条例内に具体的な施策の記載がない。近年制定した条例では、責務とともに、具体的な仕組みや施策が謳われている。この条例においても具体的な内容を記載する必要があると考える。

【制定までのスケジュールについて】

○(経営監理課長)「次期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は何年か。

→(こども・若者政策課長)5年間となっている。

→(経営監理課長)計画期間中、記した事業は変わらないということなのか。社会情勢の変化に適切に対応できるのか。理屈を整理していただきたい。

→(こども・若者政策課長)基本的には変わらない。

→(経営監理課長)条例の施行日は1月、「次期子ども・子育て支援事業計画」の策定は3月末としているが、条例を1月に施行する理由について何う。

→(こども・若者政策課長)条例の理念に基づいた施策を計画に反映させるためである。→(経営監理課長)計画に定める施策は、令和7年度当初予算で要求するのか。

→(こども・若者政策課長)その考えでいる。

→(経営監理課長)計画に盛り込む施策の審議を並行して進めている中で、予算要求とスケジュールとの整合性が見えてこない。

→(こども・若者政策課長)本年度は、広報等に関する予算を確保している。今後、施策を検討する中で、補正予算での要求も検討している。

【その他】

○(政策課長)新規事業として何か打ち出すのであれば、8月までに庁議を完了させる必要がある。他の条例では、条例の制定とそれに伴う事業がセットで提案されている。条例制定に伴う具体的な施策で、課題とされている内容を解決することができるのか。もう少し取り組む項目を具体的に記載するべきである。また、先ほど「39歳を監護している保護者も対象とする」との説明があったが、現在検討している施策で課題を解決することができるのか。この条例が自立までを対象とするものでなければ、対象とすべきではないし、条例が何を指しているのか明確になっていないため、このような議論になってしまう。児童福祉法でいう18歳未満の子ども育てる家族と、39歳未満の自立が難しい家族を、同じ条例で扱うということであるが、あきらかに必要な施策の展開が異なるため、対象とすることは構わないと考えるが、整理する必要があるのではないかと。

○(政策課長)様々な意見等があったため、「本市にとっての条例制定の必要性とその課題の整理」「説明資料へ条文(案)を追記」「課題解決に向けた施策の記載。新規事業を実施するものがあれば、条例とセットにして付議」「答申を参考資料として添付」「ファミリーシップ制度について市民局との調整」をお願いしたい。なお、庁議の前に、関係課長打合せ会議を開催することが望ましいと考える。

<<継続審議とする。>>

調整会議の  
主な議論  
(8/8)

【本市の現状と課題について】

○(人事・給与課長)本市の現状と課題について、他市との比較を記載しているが、例えば、2015年以前のデータが一部無いことや、熊本市・大阪市・浜松市と比較している理由を明記するとわかりやすいと考える。  
○(政策課長)本市の現状と課題について、「子育て応援」としている中で、子育てに関する現状・課題ではなく、結婚に関する現状・課題が先に示されている。本課の少子化対策で提示している根拠なども加え、KPIを見据えた現状・課題の整理を行っていただきたい。

【条例の概要について】

○(財政課長)「9 計画」と「10 子育て世代への応援に関する施策」の構成順が逆ではないかと考える。また、計画は「市長は」となっており、「施策」は「市は」となっているため、改めて確認いただきたい。  
→(こども・若者政策課長)確認する。  
○(経営監理課長)「子育て世代」の定義に位置付けられている「結婚を希望する者たち」について、この定義を踏まえた上で条文全体を見ると疑問に感じる点がいくつかある。例えば、結婚を希望する者に対する施策は、次期計画に含めていくのか。  
→(こども・若者政策課長)次期計画に含めていく考えである。  
→(経営監理課長)国の法律において、結婚支援は想定されているのか。  
→(こども・若者政策課長)想定している。  
→(経営監理課長)議会の答弁において、結婚支援について何かしら述べているのか。  
→(こども・若者政策課長)「結婚は個人の自由な意思の下で行われるものであり、行政の直接的な関わり方は慎重に捉えるべきもの」と答弁した経過がある。  
→(経営監理課長)今回の条例に結婚を含めた経過について改めて伺う。  
→(こども・若者政策課長)子育てを希望する方の中には、これから子どもを持つことを考えている人もいれば、これから結婚を考える人もいるため、そのような方々も応援していきたいと考え、結婚を含めた。  
→(経営監理課長)例えば、未婚率が高い原因として、経済的な負担、市の支援策が不足している、雇用環境が整っていない等の原因が考えられるが、分析はできているのか。根拠を踏まえた上で条例を制定し、具体的な施策を実施することが紐づいていないとおかしい。そこが整理されていない中で、市民へ役割が伝わるのか。  
→(こども・若者政策課長)結婚しない理由について、国の調査では「適当な相手にめぐりあわない」が最も多く、市のアンケート結果でも同様であった。理由は様々であると考え、今の若者の兆候であると捉えている。また、「めぐりあわない」ことに対する対応についても国で調査も行っており、「何もしていない」が最も多い回答であった。  
→(経営監理課長)この条例を結婚を希望する者の視点で見た時、非常に弱いと感じる。「結婚」は重要な要素であるが、言葉だけで濁しているように感じる。  
→(こども・若者政策課長)条例は、実際に子育てする人を応援することを主としており、その中で、結婚を希望する人や、これから子育てを希望する人も応援していくという形である。説明資料から見づらい部分があるため整理する。  
→(経営監理課長)この条例が目指すところの目的は、子育て環境を充実させ、そのような社会が実現することで、結婚をして子どもを産み育てたいことにつながるのであれば、直接的に改善すべき点は結婚支援ではなく、子育て環境の改善を目指すべきでは。それとも、2つの取組を進めていくのか。  
→(こども・若者政策課長)子育てする人達への支援が、これから子どもを持ちたいと思う方への影響があることは間違いなく、国もその点に注力し、少子化対策に取り組んできた。また、結婚は価値観に触る部分ではあるが、国が結婚支援に取り組むことについては、こども大綱、こども基本法、こども未来戦略の中でも明確にしている状況である。  
→(経営監理課長)当初、条例名に「結婚」を入れていたが、除くことの是非について様々な課題と意見はあるが、条文内の定義の中でばかされて、「結婚」が言葉として見えてこない。  
→(こども・若者政策課長)例えば、街中で赤ちゃんが泣いているときに冷たい目で見られたなど、先ずは、そういった方々を温かく見守る社会となるよう改善を図っていきたいが、それだけでは、前回の調整会議でも指摘があったよう、理念条例となり、課題解決にはつながらないため、1つの項目として結婚を希望する人を応援していくことも含めた。子育て世帯を社会全体で温かく見守り、生活の中で子育てする人の笑顔が溢れるような形にしていきたい。  
→(経営監理課長)そのような説明の中で、定義の中に「結婚を希望する者たち」を本当に含める必要があるのか。違う形で付記した方が市民にとってもわかりやすいのではないかと。  
→(こども・若者政策課長)結婚について、政策として取り組むことは間違いなく、重要な要素である。しかし、結婚は価値観に触る部分のため、どう見せていくのか、どう伝えていくのか、施策として何をしなければならぬのか、バランスを取りながら進めていく必要があると考える。  
→(経営監理課長)わかりやすさと、何を狙っているのか、一見してわかりづらい。定義以降の条文を見ても、「結婚」というところが読み取れない。また、「結婚を希望する者」と「子育てする者」が同等に読み取れない。定義として、「結婚」と「子育て」を一緒にしているからではないか。  
○(経営監理課長)定義について、やはり疑義を感じるため、改めて局内で検討いただきたい。また、結婚を希望する者への支援について、学び・育ちの施設等関係者の役割とは整合しないのではないかと考えるため、その他の役割も含め再度検討いただきたい。さらに、計画と子育て世代への応援に関する施策の条例への表記について、両方記載する必要があるのか、改めて確認いただきたい。  
→(こども・若者政策課長)確認し整理させていただく。

<p>続き 調整会議の 主な議論 (8/8)</p>	<p>【条例制定後の取組について】  (財政課長)令和7年度から実施予定の事業について、予算要求の状況について伺う。  →(こども・若者政策課長)単年度要因での要求は行っていない。今回の庁議結果を踏まえ要求したいと考えるため、改めて相談させていただきたい。なお、現に子育て中の方への施策については、所管課において取り組んでいる事業であり、今回の条例と関連させることについて調整済である。  →(財政課長)気運醸成を図る事業については、今年度に取り組む事業という認識で良いか。  →(こども・若者政策課長)キャラクターカートの導入については検討段階であるが、他の事業については、条例施行後に実施する事業である。  ○(人事・給与課長)「(仮称)婚活！さがみはラブ」について、市内在住の男女を対象に、保育園での子育て疑似体験と一緒にレジャースポット等を周るようなイメージで良いのか。  →(こども・若者政策課長)そのとおりである。民間事業所でも同様の事業を実施している例はあるが、登録や参加等にそれなりの費用がかかる。本市独自の事業として展開していきたいと考える。  →(人事・給与課長)実施にあたり、参加者数や回数などに想定はあるのか。  →(こども・若者政策課長)30～40歳を対象に、男女で計20人以内、年3回の開催を想定している。  →(人事・給与課長)「出会い・結婚・移住定住促進事業」と記載しているが、「結婚」と「移住定住促進」を合わせることに違和感があるため、表現を検討いただきたい。  ○(中央区区政策課長)庁舎にキャラクターカートを導入することについて、具体的な場所は想定しているのか。  →(こども・若者政策課長)台数や設置場所等については検討中である。  →(財政課長)予算要求のタイミングと立て付けはどのように考えているのか。  →(政策課長)記載されている施策以外にも、例えば、庁内にベビーバットを設置するなど、様々な発想が出てくると考える。決定会議までに改めて方針を加えていただき、事業の具体的な内容は、関係課長打合せ会議等で整理し、予算要求に間に合わせる。また、施策の中には、少子化対策に関連するものもあるため、本課と調整していく。  ○(政策課長)見合婚、恋愛婚の推移について、結婚相談所等の民間事業所が作成したものか。  →(こども・若者政策課長)民間事業所ではなく、こども家庭庁の資料から抜粋したものである。  →(政策課長)この推移はどのような結果からとりまとめたものなのかわからない。例えば、アンケート結果をとりまとめたものなのか、何かしらの実績値から算出したものなのか。数値と説明内容の整合が図れているのか改めて確認いただきたい。  →(こども・若者政策課長)設問も含め確認する。  ○(シティプロモーション戦略課長)シティプロモーションブックの更新が、「現に子育て中の方への施策」に位置付けられているが、「子育てを楽しんでいる人の紹介」は気運醸成につながる取組と考える。  →(こども・若者政策課長)位置付けを変更する。</p> <p>【制定までのスケジュールについて】  ○(総務法制課長)パブリックコメントについて、他の案件では9月中旬から実施するものもあるが、この条例は10月からということでのよいのか。意見等への対応を踏まえると、9月から実施することが良いと考えるため、検討いただきたい。  また、「次期子育て・子ども支援事業計画」について、12月の部会で説明する中で、条例の議決は12月末になる予定である。次期計画は条例に基づくものではないということだが、部会での説明には留意いただきたい。  ○(経営監理課長)1月1日施行としているが、公布期間を設けなくてもよいのか。  →(総務法制課長)規制やルールを設けているものではないため、1月1日施行と考える。</p> <p>【諮問・答申について】  ○(総務法制課長)今回示している条例は、子ども・子育て会議の答申から内容がだいぶ変わっている。会議への説明予定について伺う。  →(こども・若者政策課長)8月19日(月)に会議が開催されるため、変更点も含め、丁寧な説明を行っていく。</p> <p>&lt;&lt;原案を一部修正し、上部会議に付議する。&gt;&gt;</p>
--	---

# **(仮称) 相模原市子育て応援条例の制定について**

**こども・若者未来局 こども・若者政策課**

# 1. 本市の現状

## 本市の子育て世代が感じる社会の現状

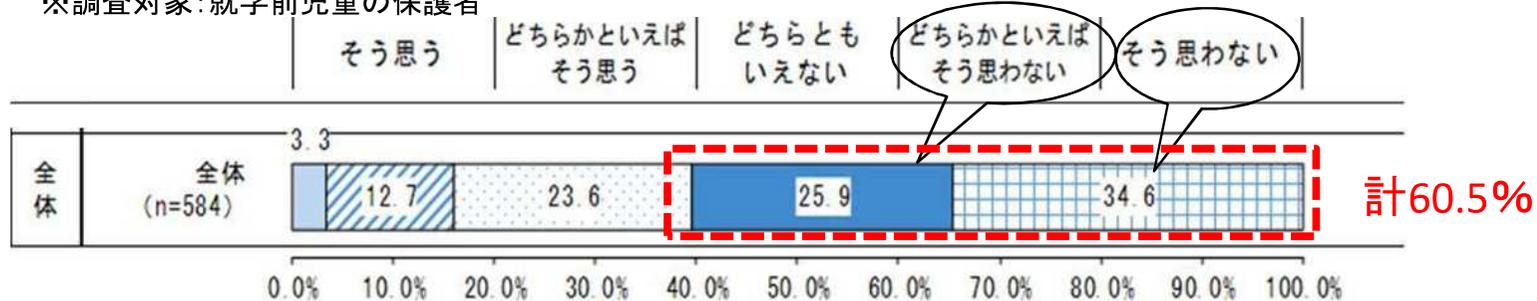
本市の子育て世代は社会から見守られていると感じる割合が低い。

成果指標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	実績 (R4)	実績 (R5)	指標の説明
子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民の割合	25.8%	31.8%	12.0%	16.0%	子育てに対する社会全体の意識の醸成を見る指標
子育てサポーターの活動者数	194人	212人	135人	144人	地域の子育て支援が推進されているかを見る指標

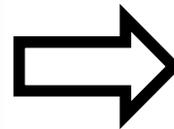
●子育て世代へのアンケート調査結果(抜粋)※令和6年2月実施

【質問】「子どもを産み育てることを、今の社会は十分に評価していると思うか。」

※調査対象: 就学前児童の保護者



現在の子育て世代は「子育てをしにくい」と感じている



社会全体で子育て世代を応援する気運醸成(子育て支援)が必要

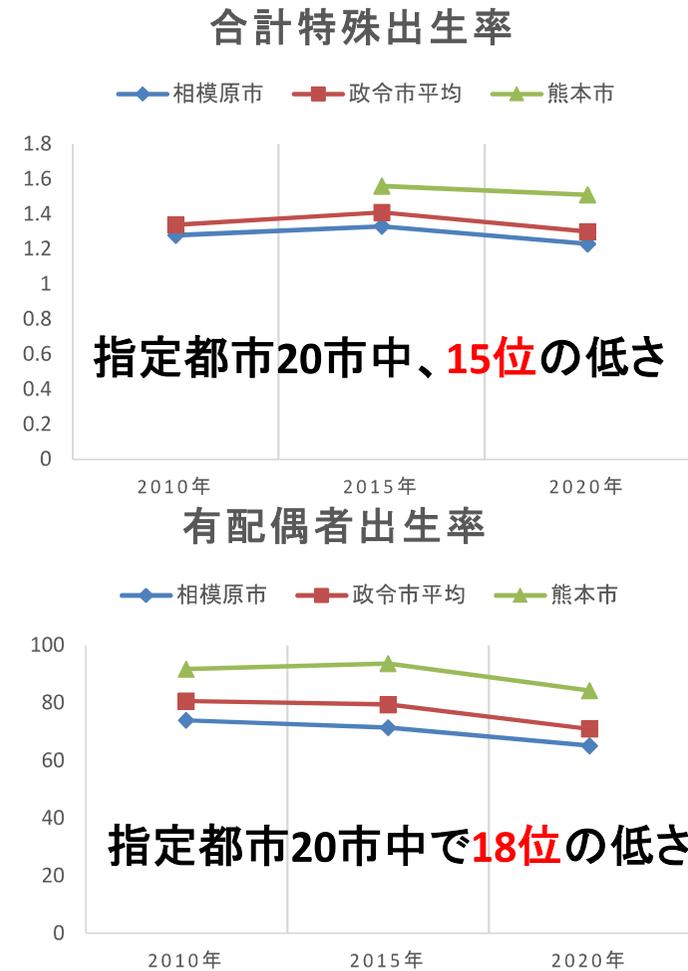
# 1. 本市の現状

## 本市の子育て世代が感じる不安や負担



子育てをして不安、負担に思うことについて、「**経済的負担が大きい**」が**59.6%**で最も多く、次いで「**自分の時間が取れない**」が**53.6%**、「**身体的負担が大きい**」が**33.7%**となっています。

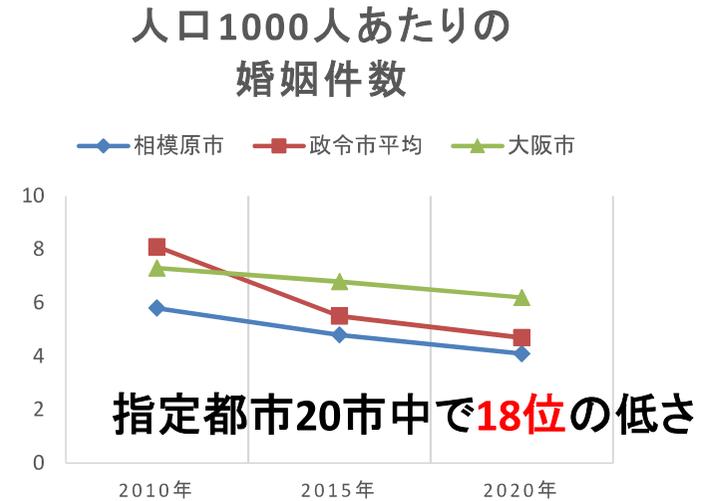
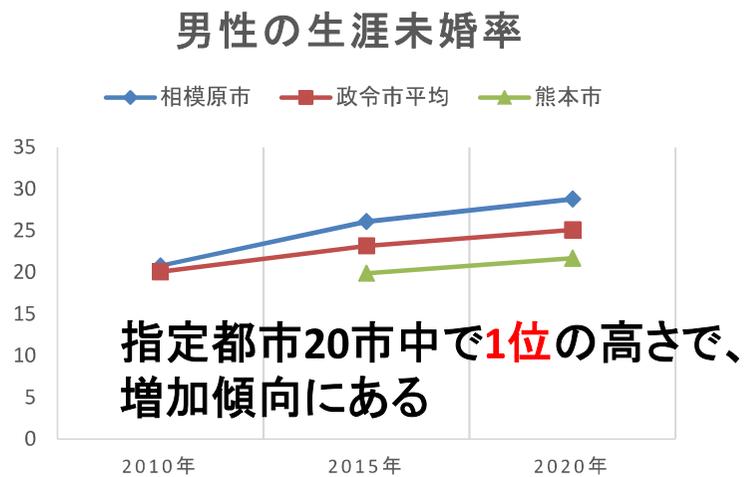
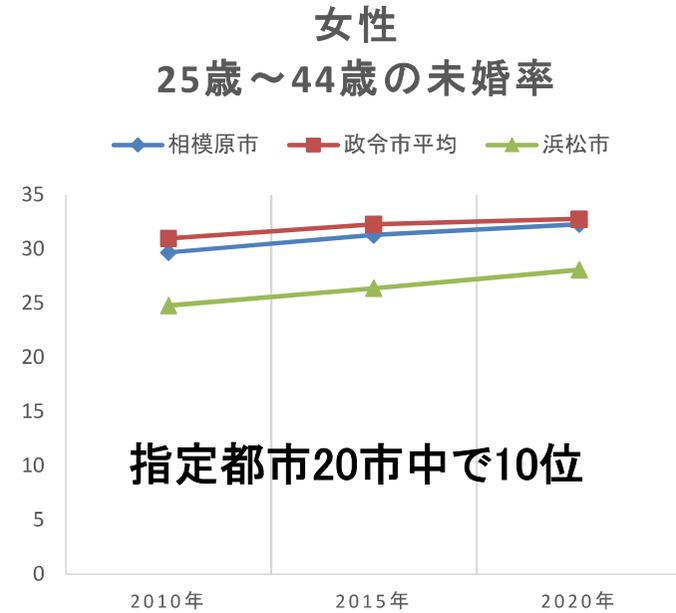
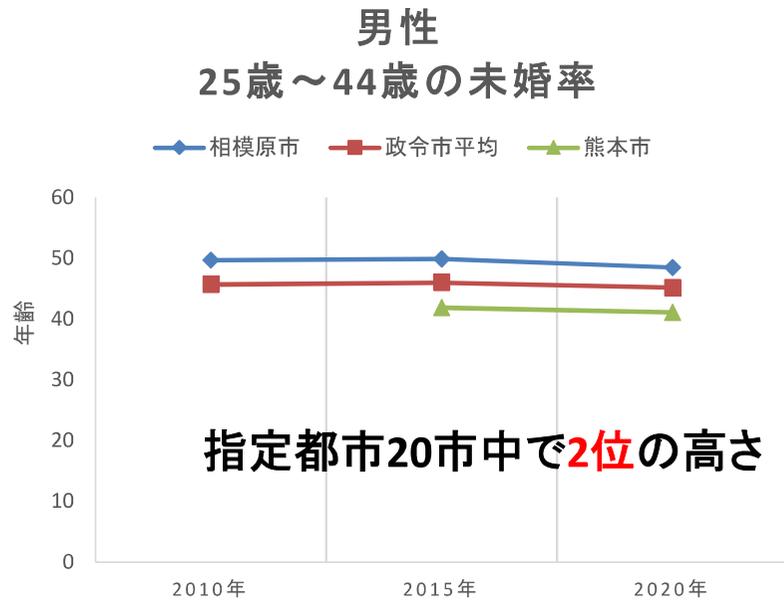
## 本市の少子化の現状



※緑色の線は、指定都市の中で各種統計における一番良い数値の自治体です。  
 ※熊本市は2012年に指定都市となったため、それ以前の統計値がありません。 3

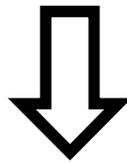
# 1. 本市の現状

## 本市の少子化の現状



## 2. 本市の課題

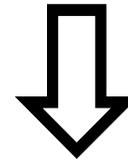
現在の子育て世代は  
「子育てをしにくい」  
と感じている



社会全体で子育て世代を応援する  
気運醸成(子育て支援)が必要



本市においても、  
少子化の主要要因の  
一つが未婚化傾向



結婚や子育ての希望をかなえる取  
組(結婚支援)が必要



### 3. 条例制定の背景

#### 国の動向

- 令和5年4月1日にこども家庭庁が発足。同日、こども基本法が施行され、基本理念において、「家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備する」ことが規定されている。
- こども大綱が令和5年12月22日に閣議決定され、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革として「こどもまんなかアクション」を進めること、こどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していく旨が記載されている。
- こども家庭庁は、令和6年7月19日に「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」を立ち上げた。結婚相談所や大学生等を交えて議論する方針。検討会では、政府の新たな婚活支援策についても議論される見通し。2025年度の概算要求に「若者のライフデザインや出会いの支援」に関する予算を盛り込みたい考え。

#### 条例の制定に伴う本市の表明

- 令和5年度の市長所信表明において、子育ての日々の不安と悩みに寄り添いながら、子育ての楽しさを感じてもらえるよう、子育て世代を応援するための条例の制定に向けて取り組むとともに、子育てを社会全体で支える取組を進める旨を表明している。
- 令和5年6月定例会議における代表質問において、市長は子育てをしている、またはこれから子どもを産みたい、育てたいという方々を応援し、子育てすることの楽しさを感じてもらえるような条例を制定する旨の答弁をしている。

#### 子育て応援に関する他市の条例

- 全国：神奈川県子ども・子育て支援推進条例（令和2年改正）
  - 厚木市子ども育成条例（平成24年）
  - 南相馬市子ども・子育て応援条例（令和4年）
  - 大牟田市子ども・子育て応援条例（令和6年）

政令指定市では本市が初めて、神奈川県内では3番目に制定。

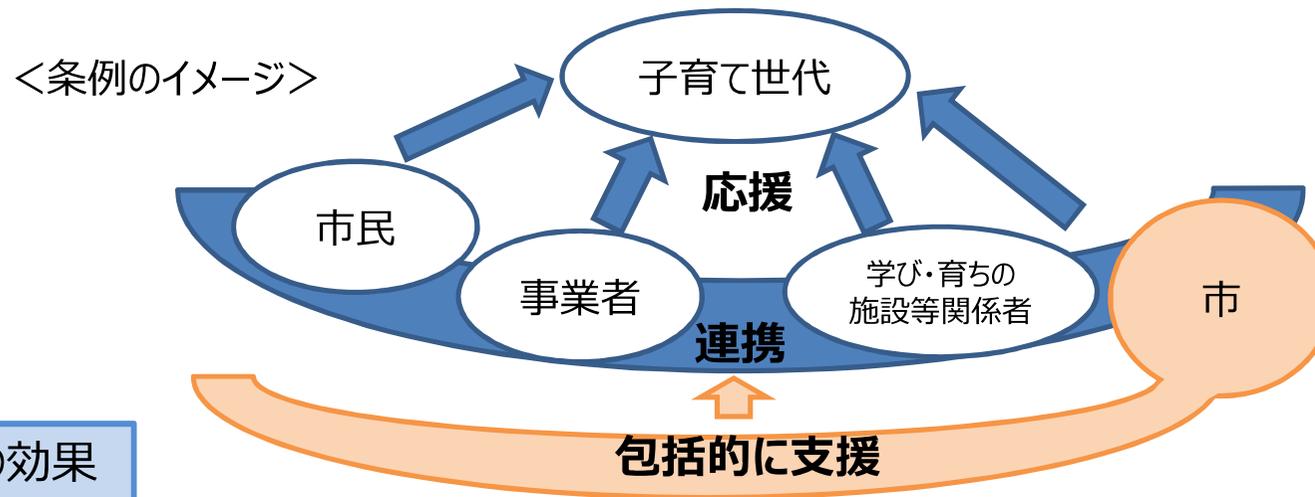
## 4. 条例制定の目的、理由及び効果について

### 条例制定の目的

これらの背景を踏まえ、社会全体で子育て世代を応援する気運を醸成し、結婚や子育てを希望する者がその希望をかなえることができ、みんなに温かく見守られながら安心して子育てすることができる社会の実現をするため、「（仮称）相模原市子育て応援条例」（以下「条例」という。）を制定する。

### 条例で定める理由

条例本文において、市の果たすべき責務を明示するとともに、市民、事業者、学び・育ちの施設等関係者に施策への協力を求めるものであり、社会全体で子育て世代を応援する気運を醸成することについて、条例で定めることにより市としての強い意志を示すためである。



### 条例制定の効果

- ・子育て世代が子育てに対する喜びをより実感することができる。
- ・結婚、子育てを希望する市民の希望がかなえられ、少子化対策につながる。
- ・市を挙げて子育て世代を応援する気運を高めることでシビックプライドの向上につながる。

## 5. 条例の構成・概要

### 条例の趣旨

- ・経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさなど、子育て世代を取り巻く状況は厳しさを増している。
- ・安心して子育てができる環境の実現に向けて、一人ひとりができることを行い、みんなで子育て世代を支えていくことが求められている
- ・社会全体で子育て世代を応援する気運を醸成し、結婚や子育てを希望する者がその希望をかなえることができ、みんなに温かく見守られながら安心して子育てすることができる社会の実現を目指す

### 1 前文

子育て世代を取り巻く現代社会の現状、求められていること、安心して子育てすることができる社会を実現を目指す

### 2 目的

社会全体で子育て世代を応援する気運を醸成し、結婚や子育てを希望する者がその希望をかなえることができ、みんなに温かく見守られながら安心して子育てすることができる社会の実現を目指す

### 3 定義

子ども、子育て世代、市民等の定義を定める

### 4 基本理念

条例の基本理念

### 5 市の責務

施策の策定実施、各関係者への支援・総合調整、条例の周知・啓発を定める

### 6・7・8 市民・事業者及び学び・育ちの施設等関係者の役割

施策の策定実施、各関係者への支援・総合調整、条例の周知・啓発を定める

### 9 施策

子育て世代を応援するための施策を講じることを定める

## 6. 条例の概要

### 1 前文

すべての子どもは相模原市にとっての希望であり、未来を築く大切な存在です。結婚や子育てを希望する者がその希望をかなえることができ、子どもを育てる者として喜びを実感しながら安心して子育てすることができる社会を創ることは、今の時代を生きる私たちにとって大事なことであり、取り組まなければならないことです。

経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさなど、子育て世代を取り巻く状況は厳しさを増しており、安心して子育てができる環境の実現に向けて、一人ひとりができることを行い、みんなで子育て世代を支えていくことが求められています。特に、緑あふれる豊かな自然と生活に便利な都市機能に恵まれた相模原市は子育てに適した環境があり、この強みを生かした支援を行うことが重要です。

私たちは、市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者がともに子育て世代を応援する意識をはぐくみ、結婚や子育てを希望する者がその希望をかなえることができ、みんなに温かく見守られながら安心して子育てすることができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

#### <解説>

前文では、子育てを取り巻く現状、条例制定の必要性など、条例の基本的な考え方を示しています。

第1段落では、子どものことを「相模原市にとっての希望」であり、「未来を築く大切な存在」と表現し、結婚や子育てを希望する者がその希望をかなえることができ、子どもを育てる者として喜びを実感しながら安心して子育てすることができる社会を創ることは、今の時代を生きる私たちにとって大事なことであり、取り組まなければならないことと表現しています。

第2段落では、近年の子育て世代の取り巻く環境について様々な問題が厳しさを増してきていることを述べ、安心して子育てができる環境の実現に向けて、一人ひとりができることを行い、みんなで子育て世代を支えていくことが求められていることを述べています。

第3段落では、社会全体で子育て世代を応援する意識をはぐくみ、みんなに温かく見守られながら安心して子育てすることができる社会の実現及び結婚や子育てを希望する者がその希望をかなえられることを目指して、この条例を制定することを述べています。

## 6. 条例の概要

### 2 目的

この条例は、子育て世代への応援について基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者の責務又は役割を明らかにするとともに、結婚や子育てを希望する者がその希望をかなえることができ、子どもを育てる者として喜びを実感しながら安心して子育てすることができる社会を実現することを目的とします。

#### <解説>

この条例の目的を定めています。

ここでは、「子育て世代への応援についての基本理念」、「市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者の責務又は役割」を定め、結婚や子育てを希望する者がその希望をかなえることができ、子どもを育てる者として喜びを実感しながら安心して子育てすることができる社会を実現することを目指すこととしています。

## 6. 条例の概要

### 3 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1)子ども 18歳未満の者をいいます。
- (2)子育て世代 現に子どもを監護する者たちをいいます。
- (3)市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいいます。
- (4)事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。
- (5)学び・育ちの施設等関係者 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他の子どもが育ち、学び、又は活動するために利用する市内の施設に関係する者及びこれらの施設以外において子どもの育ち、学び又は活動の支援に関係する者をいいます。

## 6. 条例の概要

### 3 定義

<解説> ここでは、用語の定義を定めています。

**第1号**の「子ども」について、「児童の権利に関する条約」が対象年齢を18歳未満としていることや、民法で定める成年年齢が18歳であることを踏まえ、この条例でも18歳未満としています。

**第2号**の「子育て世代」について、現に子どもを監護する者たちとしています。

**第3号**の「市民」について、市内に居住、通勤、通学のいずれかを行う者としています。

**第4号**の「事業者」について、市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体としています。

**第5号**の「学び・育ちの施設等関係者」について、児童福祉法第7条1項に規定されている児童福祉施設（保育所、認定こども園など）や学校基本法第1条に規定されている学校（幼稚園、小学校など）などの施設関係者や、これらの施設以外において子どもの育ち、学び又は活動の支援に関係する者などを包括的に含みます。

## 6. 条例の概要

### 4 基本理念

- 1 子育て世代への応援は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとします。
  - (1) 子育て世代が孤独・孤立の状態(孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)第1条に規定する孤独・孤立の状態をいう。)になることがないよう、社会全体で温かく見守り、支えることとします。
  - (2) 市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が連携するとともに、その取組について関心と理解を深め、社会全体で推進されることとします。
- 2 結婚や子育てを希望する者への施策については、個人の意思を尊重することを旨とし、結婚や子育てを希望する者の希望をかなえる取組みを行うこととします。

#### <解説>

ここでは、子育て世代への応援についての基本理念を定めています。

第1号では、子育て世代が「孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第1条」に規定する孤独・孤立の状態になることがないよう、社会全体で温かく見守り、支えることとしています。

第2号では、子育て世代を社会全体で見守るために市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が連携し、市民がその取組について関心と理解を深めることを推進することとしています。

2項では、結婚や子育てが個人の価値観や意思決定に関わる事項であることを前提に、個人の意思を尊重し、結婚や子育てを希望する者の希望をかなえる取組みを行うこととします。

## 6. 条例の概要

### 5 市の責務

市は、基本理念に基づき、子育て世代への応援及び結婚や子育てを希望する者への支援に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、実施しなければなりません。

2 市は、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者がそれぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を包括的に展開していくとともに、相互の連携及び協働が図られるよう総合的な調整を行うものとします。

3 市は、この条例の目的及び内容について、周知及び啓発を行うものとします。

#### <解説>

ここでは、市が担っていく責務を定めています。

市は子育て世代を社会全体で応援していくうえで、条例の制定主体として子ども・子育て施策を行っていく責務を果たす必要があることから、市については「責務」を課しています。

第1項では、子育て世代及び結婚や子育てを希望する者への応援に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、実施するよう規定しています。

ただし、複雑な課題を抱え、より支援が必要となる場合には、市だけの対応では十分でない場合があるため、第2項で市は市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者などと連携し、協働が図られるよう総合的な調整を行うことを規定しています。

この条例が目指すまちを実現していくには、より多くの人々に条例の基本理念を理解し、共感し、行動してもらうことが必要であるため、第3項では周知していくことを規定しています。

## 6. 条例の概要

### 6 市民の役割

市民は、基本理念に基づき、子どもは地域に明るさと喜びをもたらし、将来の相模原市に新たな活力を生み出す頼もしい存在であるという認識のもと、一人ひとりが子育てに関心を持ち、子育てを温かく見守り、すべての世代がともに子育て世代を応援するよう努めるものとします。

#### <解説>

子どもにとって、家庭や学び・育ちの施設等が重要であることはもちろんですが、市民もまた、子どもの成長と深い関わりを持っています。市民が子どもに関心を持ち、子育て世代を温かく見守ることは、親子ともに安心感をもたらし、健やかな成長につながっていきます。

そのため、市民一人ひとりが子どもは地域に明るさと喜びをもたらし、将来の相模原市に新たな活力を生み出す頼もしい存在であるという認識のもと、一人ひとりが子育てに関心を持ち、子育てを温かく見守り、すべての世代がともに子育て世代を応援することが必要であることを規定しています。

## 6. 条例の概要

### 7 事業者の役割

事業者は、基本理念に基づき、この条例の目的を達成するために子育て世代への応援に係る施策に協力するよう努めるものとします。

2 事業者は、基本理念に基づき、自ら雇用する労働者が仕事と子育ての両立を図ることができるよう必要な労働環境の整備に努めるものとします。

#### <解説>

事業者は、地域の中で事業を営んでおり、地域の一員として子育てを応援する能力や社会的役割があることから、第1項において子育て世代への応援に係る施策に協力するよう努めることを規定しています。

また、事業者は保護者が働きながらでも子育てができる環境を提供する点で重要な役割を担っています。このため、第2項で柔軟な働き方が可能な仕組みを整えるとともに、仕組みが実際に活用できるよう職場内の子育て家庭への理解を促進していくよう規定しています。

## 6. 条例の概要

### 8 学び・育ちの施設等関係者の役割

学び・育ちの施設等関係者は、学び・育ちの施設等が子どもが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場所であることから、すべての子どもの声に耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にしたり関わりを意識し、保護者や地域住民と連携しながら、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めるよう努めるものとします。

#### <解説>

学び・育ちの施設等は、総じて子どもが日常的に過ごす場であり、自分の家族以外の子ども等と生活する場でもあります。

そのため、様々な立場にある子どもが、それぞれ最大限に能力を伸ばすことができるよう施設等関係者は耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にしたり関わりを意識し、保護者や地域住民と連携しながら、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めるよう努めるものと規定しています。

## 6. 条例の概要

### 9 施策

市は、子育て世代を応援し、結婚や子育てを希望する者を支援するため、次に掲げる施策を講じることとします。

- (1) 子育てしやすいと感じてもらえる環境づくりに係る施策
- (2) 子育てに悩む人への相談等支援に係る施策
- (3) 結婚や子育ての希望をかなえるための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子育て世代を応援するために必要な施策

#### <解説>

ここでは、本市の課題である「社会全体で子育て世代を応援する気運醸成(子育て支援)」と「結婚や子育ての希望を叶える取組(結婚支援)」を解決するための施策を列挙しています。

第1項及び2項では、子育て世代を対象として「子育てしやすいと感じてもらえる環境づくりに係る施策」や「子育てに悩む人への相談等支援に係る施策」を講じ、安心して子育てができるようにしています。

第3項では、結婚や子育てを希望する者を支援するため、「結婚や子育ての希望をかなえるための施策」を講じています。

## 7. 条例制定後の取り組み

### 現に子育て中の方への施策について

- **さがみはら休日一時保育の拡充**
- **子育て応援公園**（令和7年度）  
R7年度、淵野辺公園について、ベビーカーが通しやすい園路への改修、親子が楽しめる遊具等の設置、相模大野中央公園の親子が楽しめる水景施設への改修、安心して利用できる清潔なトイレへの改修など、子育て世代のニーズに対応した事業を実施予定
- **プラネタリウムのリニューアル**（令和7年度）

### 条例制定に伴う「応援」の気運醸成について

#### 広報・周知

- **新規条例策定周知業務委託費**：1,995千円（令和6年度当初予算）  
条例の制定に伴うキャッチフレーズの作成、SNS及びストラップやシール等による周知のほか、市HPや広報さがみはら、LINE（さがプリコ）による周知を予定。
- **かながわMIRAIストリートへの参加**  
TVK主催 令和7年2月15日 相模大野のグリーンホールにて子育て世代を対象に企業等が多数出展）
- **シティプロモーションブックの更新**  
子育てはシビックプライド向上計画のアピールポイントの1つとなっており、R7年度と同冊子について、「子育てを楽しんでいる人の紹介」など、子育て世代をターゲットとした内容を掲載予定

#### 子育て支援の輪の拡大

- **子育て応援パスポート事業、子ども110番の家など**  
結婚・子育て世代を応援する企業に賛同を得て子育て支援の輪を広げる

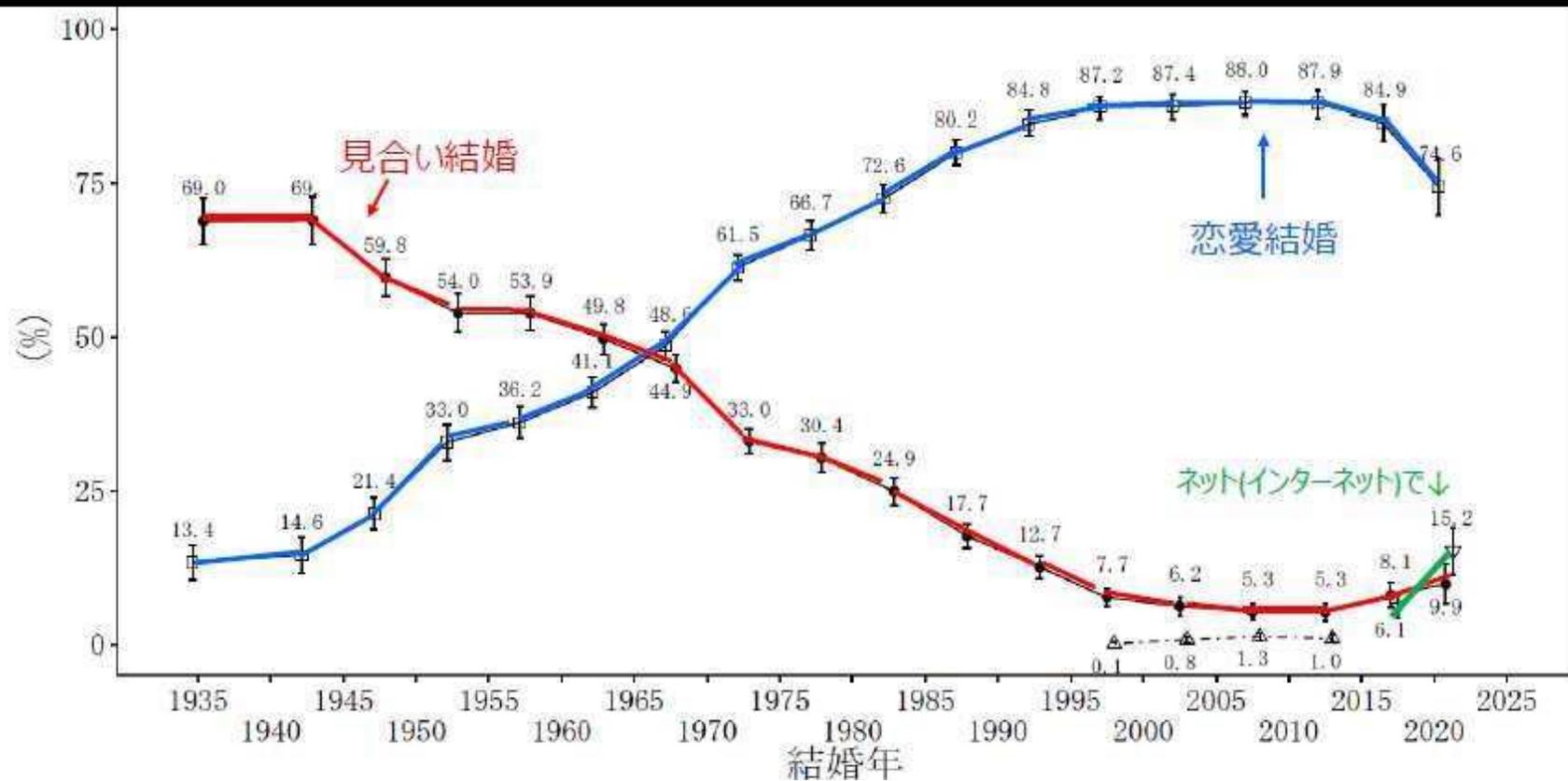
#### 子育てにやさしい公共施設づくり

- **庁舎にキャラクターカートを導入**  
親子で来庁した際に、子どもは各窓口での待ち時間を楽しく過ごすことができ、親は書類作成時等に負担軽減になる。
- **庁舎内への子育て支援にかかる環境整備**（ベビーベットの設置等）

## 7. 条例制定後の取り組み

### こども家庭庁 見合婚、恋愛婚の推移

恋愛結婚は減少。マッチングなどネットの利用、結婚相談所などによる見合いの増加傾向

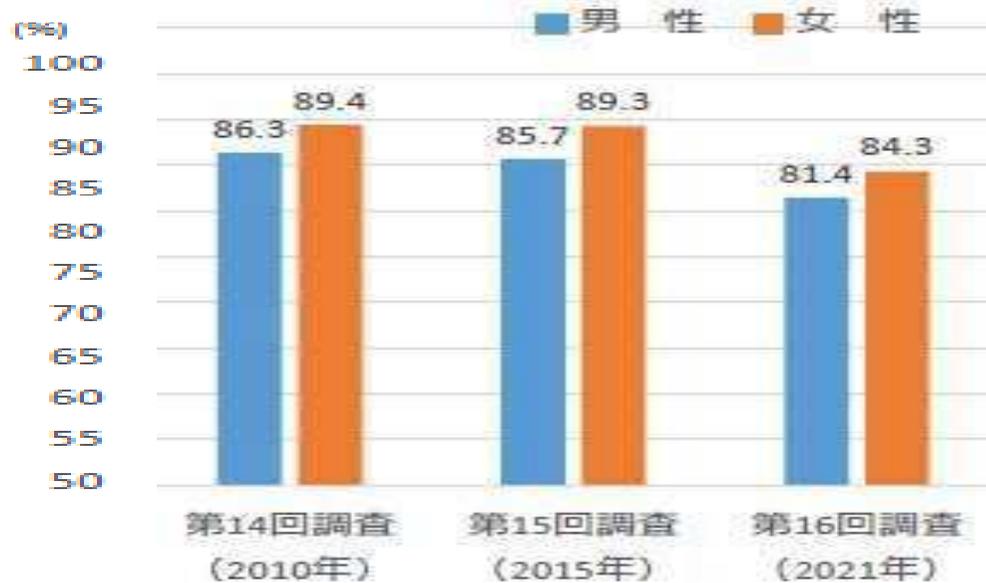


こども家庭庁は、7月19日に「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」を立ち上げた。結婚相談所や大学生等を交えて議論する方針。検討会では、政府の新たな婚活支援策についても議論される見通し。2025年度の概算要求に「若者のライフデザインや出会いの支援」に関する予算を盛り込みたい考え。

## 7. 条例制定後の取り組み

### 子ども家庭庁 未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合

- 「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者（18歳～34歳）の割合は、9割程度で安定的に推移してきたが、最新の調査では、**未婚男性は81.4%、未婚女性は84.3%**となった。



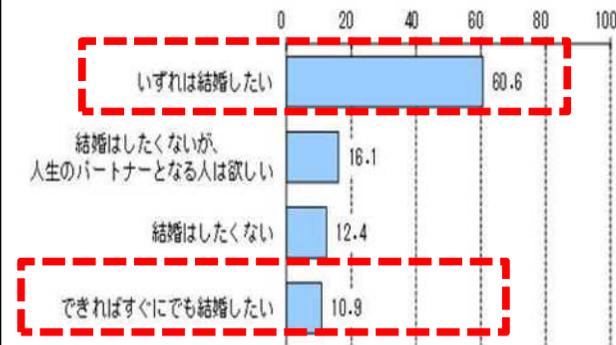
出典：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

※18歳～34歳対象、設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか」（1. いずれ結婚するつもり、2. 一生結婚するつもりはない）について、1を回答した割合

#### 【相模原市】

調査対象：令和5年度に20歳、25歳、30歳、35歳を迎える方

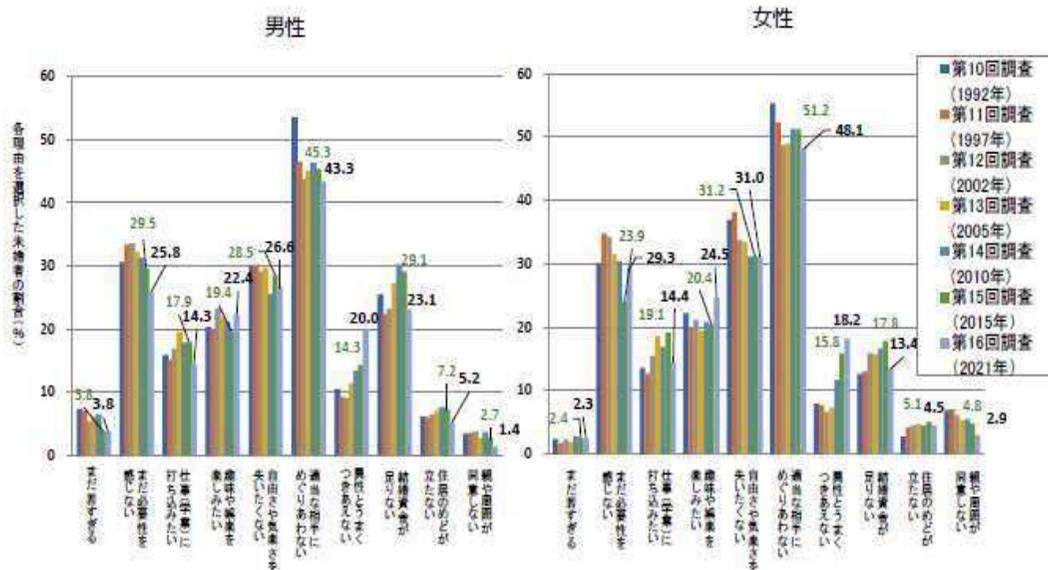
【質問】「結婚」についてどのようにお考えですか。（結婚していない人が回答対象）



「結婚」についての考えについて、**結婚をしたい割合は71.5%**

## 7. 条例制定後の取り組み

### 子ども家庭庁 若者が結婚しない理由



出典：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（独身者調査）

※対象は、25～34歳の未婚者。未婚者のうち何%の人が各項目を独身にとどまっている理由（3つまで選択可）としてあげているかを示す。グラフ上の数値は第16回調査の結果。

25～34歳の未婚者に独身でいる理由を尋ねてみると、「**適当な相手に巡り合わない**」が最も多い（男性43.3%、女性48.1%）。次いで「自由さや気楽さを失いたくない」「まだ必要性を感じない」が多い。

【相模原市】

調査対象：令和5年度に20歳、25歳、30歳、35歳を迎える方

【質問】現在、結婚していないのはどうしてですか。（結婚していない人が回答対象）



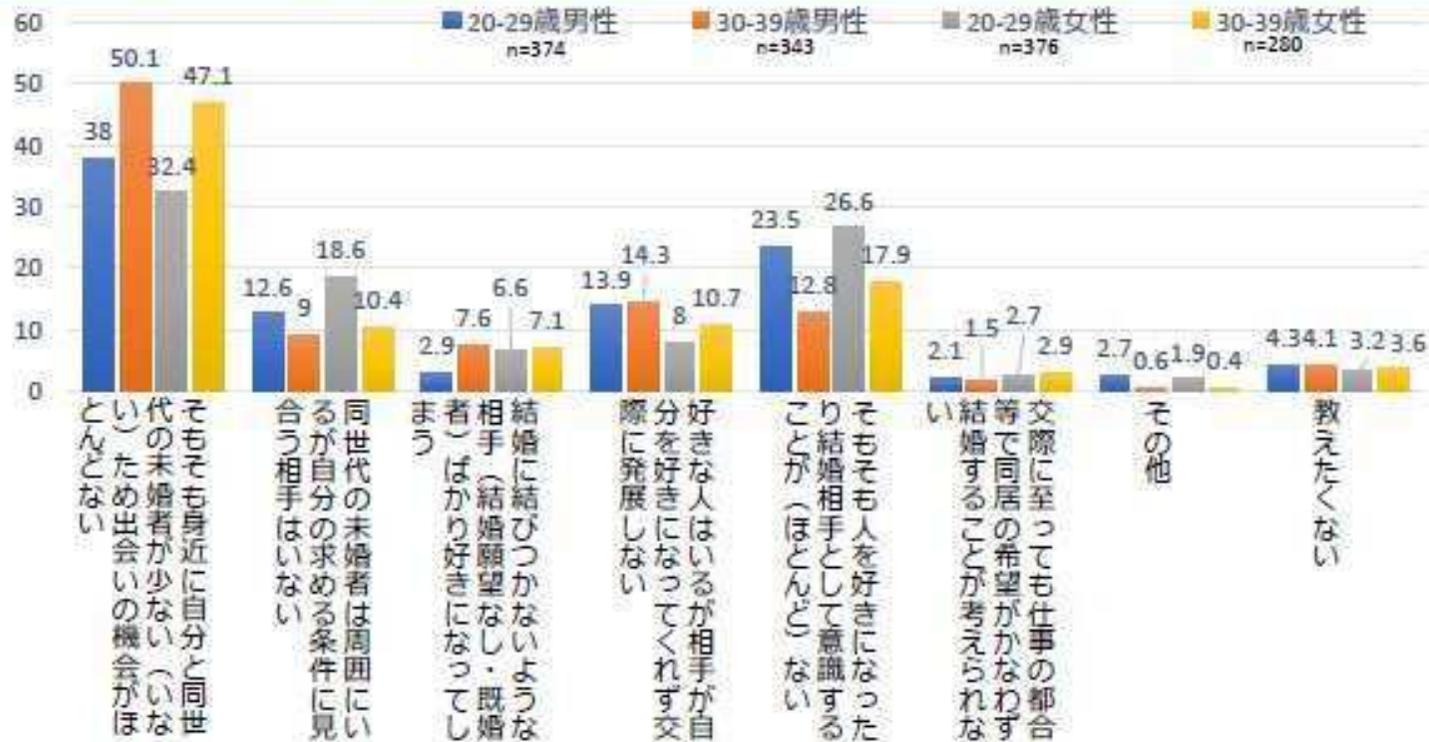
結婚をしていない理由について、「**適当な相手とめぐり会えないから**」が36.5%で最も多く、次いで「**収入が少ないから**」が32.8%となっている。

## 7. 条例制定後の取り組み

こども家庭庁

### 適当な相手にめぐり合わない具体的内容（単一回答）

- 男女とも「そもそも身近に、自分と同世代の未婚者が少ない（いない）ため、出会いの機会がほとんどない」が最も高くなっている。
- 性別では、男性で「好きな人はいるが、相手が自分を好きになってくれず、交際に発展しない」が20～29歳で13.9%、30～39歳で14.3%と女性と比べて高くなっている。女性で「同世代の未婚者は周囲にいるが、自分が求める条件に見合う相手がいない」が20～29歳で18.6%、「結婚に結びつかないような相手（例：結婚願望のない未婚者や既婚者）ばかり好きになってしまう」が6.6%と男性と比べて高くなっている。年代別では、男女とも20～29歳で「そもそも人を好きになったり、結婚相手として意識することが（ほとんど）ない」が30～39歳と比べて高くなっている。



資料：平成30年度少子化対策に関する意識調査（内閣府）より

## 7. 条例制定後の取り組み

### 結婚又は子育てを希望する方への施策について

神奈川県より地域少子化対策重点推進交付金の給付あり。

#### ●市独自の出会い・結婚推進事業（仮称）「婚活！さがみはラブ♥」

相模原で出会い、新生活を営んでいくイメージを共有する婚活イベントを開催。プロによる婚活指南、市内レジャースポット、飲食店、モデルハウス、保育所等において、将来、パートナーとなり、市内で住まいを構え、暮らしを楽しみ、子育てしていく疑似体験を共有する婚活ツアー。

結婚相談所、旅行会社、住宅販売会社等との連携による実施を想定。

予算想定：委託費210万円（国補助2/3 地域少子化対策重点推進交付金）

#### ●「恋カナ！プロジェクト」との連携

神奈川県が主催する事業に積極的にエントリーし、本市で地域の魅力を生かした婚活イベントの開催。

比較項目	相模原市	恋カナプロジェクト
対象者	原則市内	神奈川県内
開催場所	市内	県内
目的（コンセプト）	結婚	出会い
1回当たりの参加者数	男女計20人以内	概男女計40人程度
対象年齢	30～40歳	開催内容に応じて幅が広い
その他	・企業間でのマッチングも可能。 ・結婚相談所曰く市内間の結婚を望むものが多い。（慣れ親しんだ地域で今後も住みたいとの思考が高い。）	

## 8. 制定までのスケジュール

- 令和6年12月定例会議に提案し、令和7年1月1日施行とする。

		令和6年1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	令和7年1～3月
条例	庁議	庁内検討	子ども・子育て会議 諮問・答申	庁議(8月)	部会(こども文教委員会) へ説明(9月)	パブリックコメント (9月中旬予定)
			社会福祉審議会 意見聴取			
						周知及び 関連事業の実施

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和6年8月14日

案件名	物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担の軽減及び今後の方向性について						
所管	教育	局区	部	学校給食	課	担当者	内線

## 事案概要

学校給食の食材費については、献立の工夫等により節減に取り組んでいるものの、急速な物価高騰に伴い、令和6年度予算に不足が生じる見込みである。学校給食費(食材費相当額)は学校給食法により保護者負担と定められているが、同じく物価高騰の影響を受けている保護者の負担軽減及び子育て世帯の支援という観点から、給食食材費の現状の不足分を市費で賄うとともに、持続可能な学校給食の実施のため、学校給食費の改定に向けた今後の方向性について諮るもの

審議事項 <b>庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校給食食材費の不足額への対応について <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 学校給食費の改定まで(~R7年度)は、現行の学校給食費の不足分を市費を投入して対応</li> </ul> </li> <li>○ 学校給食費の改定に向けた方向性について <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 今後を含め、学校給食費の改定までの不足額への市費投入における予算の対応として、新たな基金制度を創設</li> <li>▶ 学校給食費の改定及び子育て世帯への負担軽減策については、今後検討の上改めて庁議に諮る</li> </ul> </li> </ul>
審議結果 (政策課記入)	○継続審議とする。

事業効果 事業効果 総合計画との関連	事業効果	栄養バランスや質を保った学校給食の提供を維持しつつ、保護者にとって急速かつ過度な負担とならないようにできる				
	効果測定指標	子育て世帯の負担軽減			施策番号	1、3
		R6	R7	R8		
	事業効果 年度目標	・学校給食費不足額への市費投入 ・学校給食費改定・子育て世帯負担軽減策検討	・学校給食費不足額への市費投入			

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

### ○事業スケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施内容	<b>不足額対応</b> 予算査定 → 12月補正 → 市費投入 → R7当初						
	<b>基金創設</b> 方向性の決定 予算査定 → 12月議会議案 → 12月補正 → 条例設置						
	<b>参考</b> 給食費の改定 庁内調整、庁議 教育委員会審議 → 改定内容等の決定 → 条例改正手続き等						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(教育費)		2,028,800	2,193,200					
うち任意分		2,028,800	2,193,200					
特財								
国、県支出金		0	0					
地方債		0	0					
その他		1,900,000	2,090,000					
一般財源		128,800	103,200					
うち任意分		128,800						
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		128,800	103,200					
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養(事業の税収効果)								

学校給食費の改定の時期や内容によるため、現時点では不明

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs 関連ゴールに○	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○			○					
	○								

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	制定あり	議会提案時期	令和6年12月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし		時期	-		議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	事業内容等について
総務法制課	条例改正等について
財政課	予算について
学務課	2案件並行調整
関係課長打合せ会議(7/30)	学校給食食材費の不足額への対応及び今後の方向性について
調整会議(8/8)	上部会議に付議する

備考	

## 庁議におけるこれまでの議論

### 調整会議の 主な議論 (8/8)

#### 【審議事項及び補正予算について】

- (総務法制課長) 今回の審議事項は学校給食費に係る保護者負担の軽減と今後の方向性であり、学校給食費の改定については改めて庁議に諮るとなっているが、事案調書の事業スケジュールに改定に関する内容も記載されているため、審議事項に含まれるのでは。
- (教育総務室長) 改定も議論に含めないと方向性の議論が進まないか。
- (政策課長) 改定を確約しないと基金を設置できないのでは。
- (財政課長) 不足額への対応に係る補正予算への計上は承認とし、改定は別案件として継続審議することも可能ではないか。
- (政策課長) 改定も含め、方向性を決める審議事項と捉えてよいのでは。財政課としてはどうか。
- (財政課長) 補正予算の計上額については今後精査するが、財政部門としては令和6年12月に基金条例を設置し、令和7年3月に基金からの繰入という形にして頂きたい。あわせて、想定スケジュールについても修正して頂きたい。
- (財政課長) 給食費は少なくとも令和7年9月から改定して頂きたい。また、想定スケジュールのパターンごとに必要となる一般財源の額を比較した上で基金に繰り入れる金額を判断したいので、当該金額も資料に追記して頂きたい。
- (政策課長) 基金の設置を12月に行い、補正を3月に行うということではどうか。また、不足額に係る補正予算への計上も12月に行うのか。
- (財政課長) 3月補正予算の計上では間に合わないか。
- (事務局) センター方式の食材費について、3月分の支払いは4月に発生するため3月補正予算の計上で対応できるが、デリバリー給食の1～3月分の支払いは対応できない可能性がある。
- (政策課長) 12月補正予算に計上すべきである。
- (教育総務室長) 3月補正予算に計上するには金額が大きいため、12月補正予算で計上したい。
- (財政課長) いずれにしても基金の設置は12月に行って頂きたい。

#### 【改定時期について】

- (経営監理課長) 基金の設置は給食費の改定とあわせて説明する必要があるのではないかと。
- (教育総務室長) 基金を設置するということは、改定までの間、当該基金を活用するということになるため、しかるべき時期に改定するという意思表示になる。
- (経営監理課長) 令和7年4月からの改定は出来ないのか。
- (学校給食課長) 適正な金額について議論を行う必要があり、また昨今の全国的な給食費の無償化の状況を踏まえながら、子育て支援や少子化対策とどのように絡めていくのかなど課題がある。また、秋に準備を予定している新入生の保護者向け説明会において給食費の額を示す必要があるため、令和7年4月に改定することは出来ない。
- (経営監理課長) 複合的な問題があることは理解するが、早期に改定を行う必要があるのではないかと。令和7年9月に改定出来る見込みはあるか。
- (学校給食課) 改定出来る見込みはある。
- (総務法制課長) 令和7年9月に改定した場合、12月に基金の創設、3月に改定の議案を上程することになる。基金設置と給食費の改定は同時期にあわせて提案したほうがよいのではないかと。
- (教育総務室長) 基金設置の際、改定の話は必ず出ると思われる。その都度、説明するほかないと考えている。

<<原案を一部修正し、上部会議に付議する。>>

# 物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担の軽減 及び今後の方向性について

## 【概要】

学校給食の食材費については、急速な物価高騰に伴い、令和6年度予算に不足が生じる見込みである。学校給食費(食材費相当額)は学校給食法により保護者負担と定められているが、同じく物価高騰の影響を受けている保護者の負担軽減及び子育て世帯の支援という観点から、給食食材費の現状の不足分を市費で賄うとともに、持続可能な学校給食の実施のため、学校給食費の改定に向けた今後の方向性について諮るもの

【学校給食費（現行）】 ※令和2年度改定

	方式	年額	月額	1食当たり
小学校 及び 義務教育学校(前期課程)	自校方式 センター方式	50,600円	4,600円	270円
中学校 及び 義務教育学校(後期課程)	センター方式	58,300円	5,300円	310円
デリバリー給食(中学校)		—	—	330円

- 令和4・5年度の不足分は交付金で対応。令和6年度は不明(交付金検討情報あり)
- 県学校給食会が決定する主食(ごはん・パン)・牛乳の単価増が大きく、副食代を圧迫  
 ※ 市の予算編成後に通知されるもので、市に裁量なし  
 ▶ R2年度より、ご飯+7.91円、パン+13.39円、牛乳+9.4円 ※小学校自校方式の場合
- 現行の給食費を超過する見込み
- 消費者物価指数(主な副食食材)が令和2年度と比較して約16%増  
 ▶ 現在の学校給食費と比較して、1食あたり40円ほど不足
- 今後も食材費は高騰していくことが想定される  
 ▶ 学校給食費の改定が必要
- 学校給食費の改定には一定期間が必要

▶ 不足額への対応【検討Ⅰ】  
 ▶ 今後の方向性【検討Ⅱ】

## I-1 令和6年度12月補正予算

小学校及び中学校(センター方式)については、想定食数と現時点での単価で算定した食材費支出見込額の不足額を、中学校デリバリーについては1食あたりの単価は増額傾向にあるため、消費者物価指数の上昇率から算出した1食あたりの不足額を50円として算出

### 【A:小学校及び中学校(センター方式)】

想定食数：6,718,300食(4～3月分)

想定単価：300円

支出見込額：約20億1,550万円

不足額：約1億1,550万円(20億1,550万円-19億円)

### 【B:中学校デリバリー給食】

予定食数：264,268食(1～3月分)

不足額：約1,330万円(@50円×264,268食)

➡ 補正予算額  
1億2,880万円

【参考】物価高騰に伴う指定都市のR6対応状況(1食あたり平均31.45円対応)

交付金対応:10市、一般財源:7市、基金取崩:1市、対応なし:2市(新潟市及び本市)

【参考】交付金での本市対応状況(1食あたり)

令和4年度 食材費補填(小・中・デリ):7～3月 +10円(決算:69,767千円)

令和5年度 食材費補填(小・中・デリ):4～3月 +15～30円(決算:133,421千円)

給食費無償化(小学校):1～3月(決算:421,514千円)

## I-2 令和7年度の対応

➡ 後述(学校給食費改定時期との兼ね合いにより必要)

## 【検討Ⅱ】今後の方向性（学校給食費の改定）

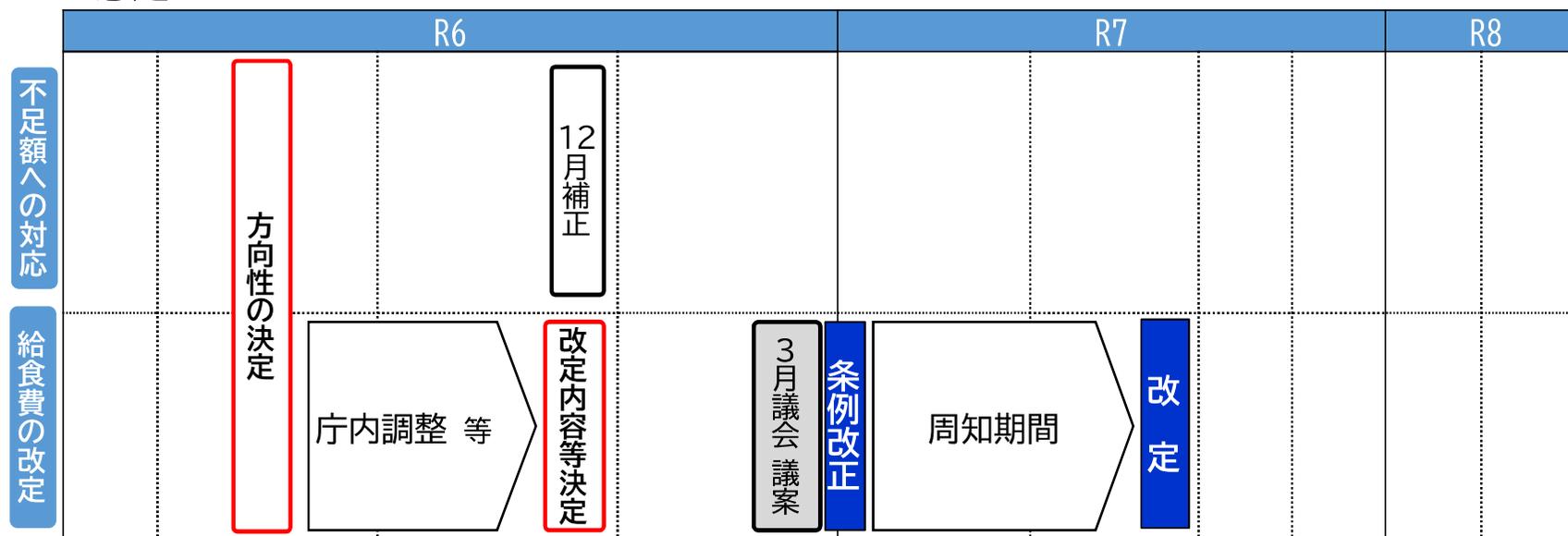
今後も食材費の高騰が続くことが想定されることから、学校給食費を改定する必要がある

### Ⅱ-1 学校給食費の改定時期

- 学校給食費を改定する場合、条例改正が必須 ※学校給食費の年額上限額を規定
- 改定までには、教育委員会における審議、議案の上程・議決、保護者への周知期間が必要であり、庁議等の検討も含め、1年程度の期間が必要
- 学校給食費は年額を基本とした設定としていることから、年度途中の改定に伴う影響に留意する必要性あり

➔ 令和7年9月改定を目途に検討を進める(改めて庁議に諮る)

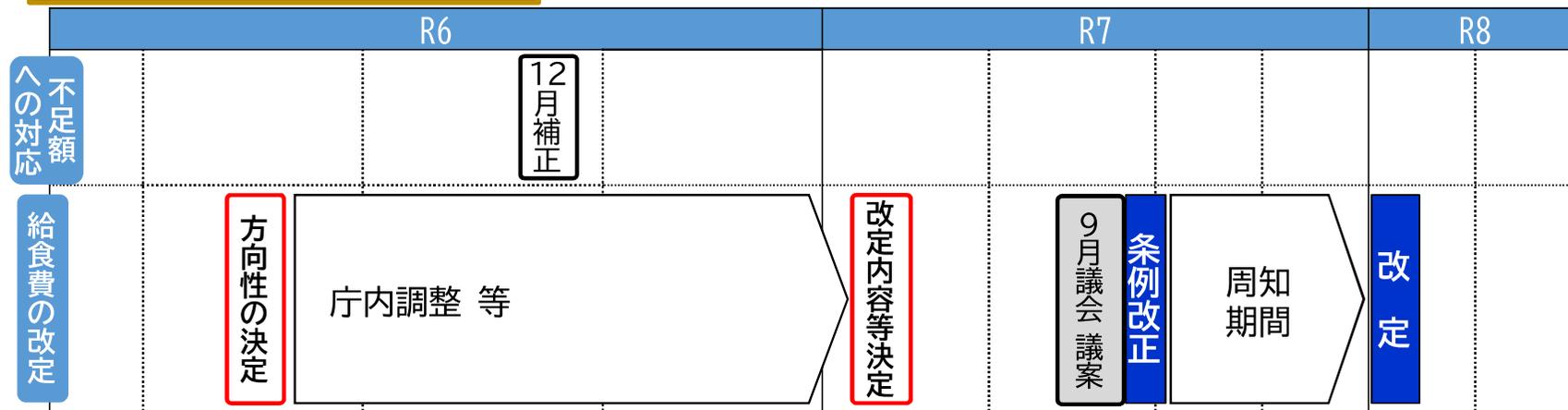
<想定スケジュール>



【検討Ⅱ】今後の方向性（学校給食費の改定）

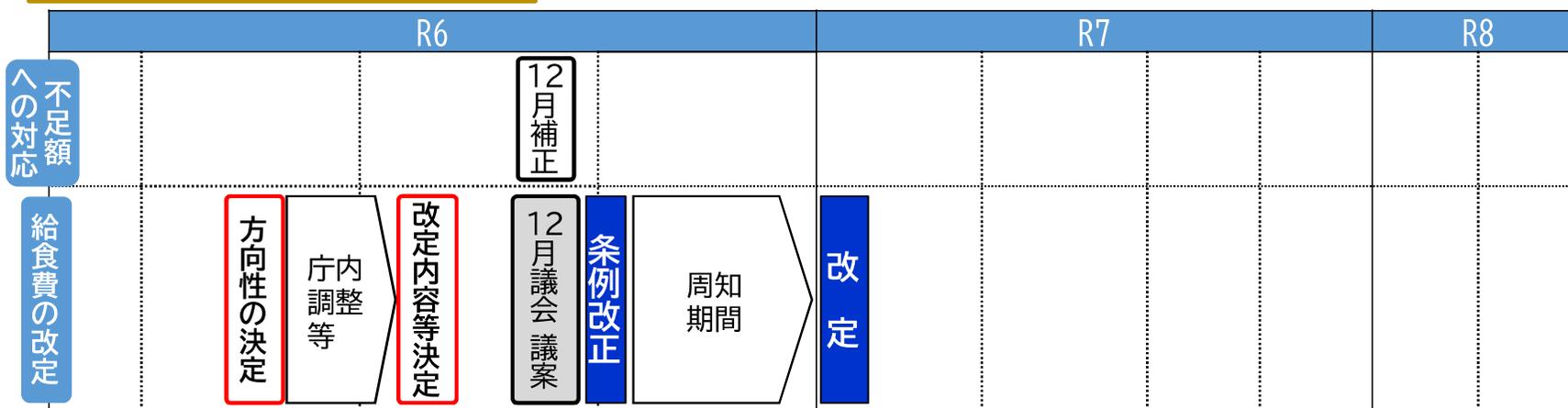
【令和7年9月改定以外の場合の想定スケジュール及び課題等】

令和8年4月 改定の場合



▶ 改定までの期間が長い

令和7年4月 改定の場合



- ▶ 改定額などの内容を検討する期間が非常に短く、庁議や教育委員会における十分な議論や、今後の物価状況が見えない中で適切な改定額を決定することが困難
- ▶ 保護者への周知期間が短い

## Ⅱ-2 令和7年度の対応 ※I-2で後述としたもの

現行の学校給食費の不足分を市費を投入して対応

<現時点での消費者物価指数でみた場合の試算>

消費者物価指数の上昇率から算出した1食あたりの不足額について、小学校及び中学校(センター方式)は40円を、中学校デリバリー給食は50円を、それぞれ市費により対応する

令和7年9月改定の場合 ➡ 令和7年4月～7月分(1学期)の不足額に対応

### 【A：小学校及び中学校(センター方式)】

対象人数：33,464人(R6.5.1時点児童・生徒数)

@40円×33,464人×66日 ≒ 約 8,840万円 (参考：1年分 約 2億4,770万円)

### 【B：中学校デリバリー給食】

予定食数：1,211,525食

@50円×294,655食 ≒ 約 1,480万円 (参考：1年分 約 6,060万円)

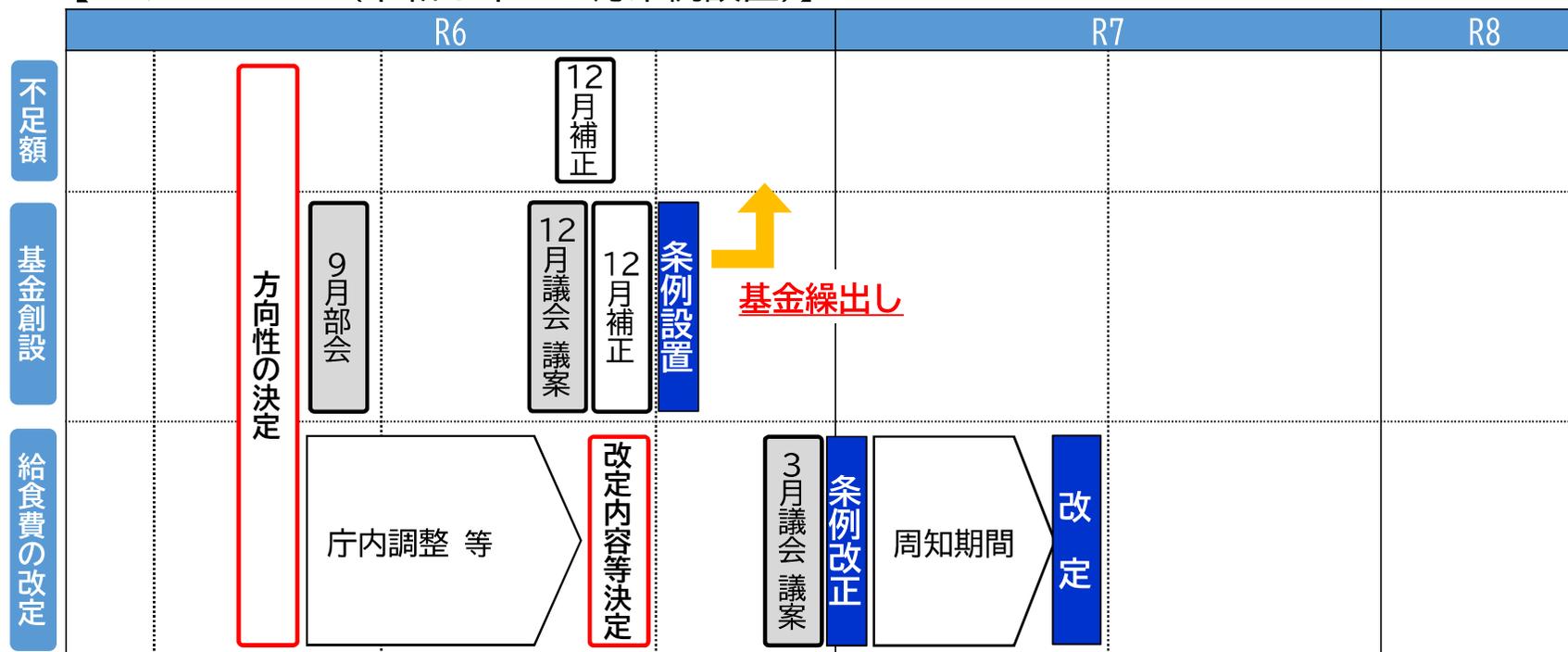
➡ 対応額(試算) 1億320万円 (参考：1年分 3億830万円)

## Ⅱ-3 市費投入における予算のあり方

- 学校給食費の上限額を条例で規定しているため、物価高騰等に対応する必要が生じてから、条例改正により学校給食費の改定が可能となる時期までの間に、タイムラグが生じる
- 物価高騰等で不足が生じるたびに予算化し、一般財源を投入して対応することとなり、財源の問題や、柔軟な対応が困難

### ➔ 新たな基金制度を創設

【スケジュール(令和6年12月条例設置)】



## Ⅱ-4 学校給食費の改定に伴う子育て世帯の負担軽減の検討

### 【本市の状況】

- 「子育てするなら相模原」「教育を受けるなら相模原」に取り組んでいる
  - ▶ **学校給食費の改定は保護者の負担増を招く**

### 【国の動向】

- こども未来戦略会議(内閣官房)の議論を踏まえ、「こども未来戦略」を閣議決定(R5.12.22)

「学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。」

- ▶ **調査の結果(R6.6公表)、全国自治体のうち約3割が無償化(R5.9時点。ただし、交付金対応含む。)**。今後、**具体的な方策が検討される予定**

### 【他自治体の状況】

- 東京都が無償化を実施する都内市区町村に対し半額を補助(R6.4~)
- 都内では、23区、八王子市(R6年度2学期~)、町田市(第2子以降のみ)などが無償化
- 交付金や市費等で対応し、学校給食費の改定を実施した自治体は少数
  - ▶ **無償化拡大や別対応する自治体が多い中、増額改定を行うのか**

➡ 食材費高騰に伴う保護者の負担増のみではなく、子育て世帯の負担軽減策も含めて検討

## 方向性(案)

- 食材費の高騰に伴い、学校給食費の改定は必要
- 改定時期は令和7年9月(2学期~)を目途
- 現行の学校給食費の不足分は市費を投入して対応
- 不足分への市費投入における予算のあり方として、新たな基金制度を創設
- 学校給食費の改定及び子育て世帯への負担軽減策については、今後検討の上改めて庁議に諮る

【食材費の現状（小学校）】

	R 2			R 6		
	ごはん		パン	ごはん		パン
	自校方式	センター方式		自校方式	センター方式	
主食	41.99円	67.08円	45.90円	49.90円 (+7.91円)	68.21円 (+1.13円)	59.29円 (+13.39円)
牛乳	53.37円		62.77円 (+9.4円)			
副食	174.64円	149.55円	170.73円	157.33円 (▲17.31円)	139.02円 (▲10.53円)	147.94円 (▲22.79円)
給食費	270円			270円		

※ センター方式は、城山・津久井Cのもの（上溝Cは含まない）

※ 城山・津久井Cはα化米かつ委託米飯の比率が高いため、ごはんが割高

【牛乳単価の推移（小・中・デリバリー共通）】 ※規定単価は55円

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実単価	53.37円	53.60円	54.17円	57.93円	62.77円
対前年度	—	+0.23円 (+0.4%)	+0.57円 (+1.1%)	+3.76円 (+6.9%)	+4.84円 (+8.4%)
対規定単価	▲1.63円	▲1.40円	▲0.83円	+2.93円	+7.77円

【食材費の現状（中学校）】 ※センター方式（城山・津久井C）

	R 2		R 6	
	ごはん	パン	ごはん	パン
主食	79.82円	47.20円	82.61円 (+2.79円)	61.34円 (+14.14円)
牛乳	53.37円		62.77円 (+9.4円)	
副食	176.81円	209.43円	164.62円 (▲12.19円)	185.89円 (▲23.54円)
給食費	310円		310円	

【食材費の現状（中学校デリバリー）】

	R 2	R 6
主食	43.30円	49.30円 (+6.00円)
牛乳	53.37円	62.77円 (+9.4円)
副食	233.33円	217.97円 (▲15.36円)
給食費	330円	330円

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和6年8月14日

案件名	高齢者等のごみ出し支援事業(ごみふれあい収集)について						
所管	局 区	環境経済局 地域包括ケア推進	部 廃棄物政策 地域包括ケア推進	課	担当者	内線	

## 事案概要

集積場所までのごみ出しが困難な高齢者等への対応として、新たに一般ごみ及び資源の戸別収集(ふれあい収集)を実施するもの

※本市では、自分で持ち出すことができない粗大ごみを宅内から収集する事業(粗大ごみ福祉ふれあい収集)は既に実施しており、今回の事業は日常的に排出される一般ごみ及び資源を戸別に収集するもの

審議事項 <b>(庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあい収集の制度内容について</li> <li>令和7年度からのモデル実施について</li> </ul>
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	ごみ出し支援を行うことで、日常生活における困難を取り除き、高齢者等が地域で安心して暮らし続けられる社会の実現に寄与することができる					
	効果測定指標				施策番号	施策8 施策36	
		R6	R7	R8			
	事業効果 年度目標						

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

### ○事業スケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施 内容	庁内調整 (モデル実施に向けた検討)						
	庁議						
		モデル事業の開始 制度周知、地域説明、 申請受付・決定					
		収集開始					
			モデル事業の 検証作業 (モデル地区の 拡大検討)				
			全市実施時の 体制検討				
		庁議					
						全市実施の開始	

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(費)			8,489	12,487				
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	8,489	12,487	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		0	8,489	12,487	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	事業費は高齢・障害者施策の見直しにより捻出された財源を活用(事業経費の1/2は特別交付税措置有り)							
税源涵養(事業の税収効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs  
関連ゴールに○

								
		○				○		
								
	○							

日程等  
調整事項

条例等の調整	なし	議会提案時期	令和7年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	資料提供	

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
検討会議(5/23)	環境経済局及び地ヶ部の担当課による検討組織を設置、2つの専門部会(対象者要件及び収集体制)を設けて具体的な検討を開始
検討会議専門部会(6/7)	対象者の考え方、収集事業の流れ、収集体制について検討
環境事業所打ち合わせ(6/24)	収集体制(人員・車両)について検討
検討会議専門部会(6/28)	対象者の要件、申請の手続き、安否確認方法について検討
検討会議専門部会(7/11)	対象者の要件、申請の手続きについて検討
検討会議(7/19)	各専門部会の検討結果について確認し、庁議への提案について了承
関係課長打合せ会議(7/23)	本件について事案調整。財源等を整理した上で調整会議へ諮ることについて了承
民間事業者との意見交換(7/31)	本事業を実施した場合の民間事業者との連携等について意見交換

備考


庁議におけるこれまでの議論

調整会議の  
主な議論  
(8/9)

(財政課長)他市比較の表のうち、一般ごみ収集を有料化していない自治体はあるか。  
 (廃棄物政策課長)横浜、川崎は未実施。県内はあまり進んでいない。一方、八王子、町田をはじめ都内はほぼ進んでいる  
 (財政課長)戸別収集とふれあい収集の違いは何か。  
 (廃棄物政策課長)戸別収集のうち対象者を高齢者等に限定したものがふれあい収集というイメージ。ただし、集合住宅の場合、戸別収集は集積所収集だがふれあい収集は各戸収集となる。  
 (財政課長)有料化や戸別収集との関係性、整合性は。  
 (廃棄物政策課長)特に戸別収集は収集体制の確保という大きな課題があるため、廃棄物減量等推進審議会においても有料化と戸別収集の導入は分けて検討している。また、本市は戸別、有料化、ふれあい収集のどれも未実施のため、まずは市民ニーズがあるふれあい収集を先行して進めたい。  
 (財政課長)障害施策見直しによる財源は福祉基盤の充実に充てることが原則だと思うが、この事業はそれに当たるのか。  
 (廃棄物政策課)ごみの問題を解決するのも障害者の生活基盤整備と考えている。  
 (地域包括ケア推進課長)本事業は、福祉サービスの一環と捉えている。  
 (財政課長)特別交付税について、対象となる経費は。  
 (廃棄物政策課)事業に係る人件費、燃料費、修繕費などとなる。  
 (人事・給与課長)収集は環境整備員が行うのか、会計年度任用職員が行うのか。  
 (廃棄物政策課)再任用短時間勤務の環境整備員がふれあい収集を行う。また、この人件費を特別交付税の対象とするため、R7の経費全体の3/5程度が特別交付税の対象となるイメージである。  
 (人事・給与課長)  
 会計年度任用職員としては職員OBを想定しているのか。  
 (廃棄物政策課長)  
 そのとおりで環境整備員のOBを雇用したいと思っている。業務内容として使用済小型家電の回収や不法投棄パトロールなどを想定しているため、経験者が望ましいと思っている。  
 (人事・給与課長)自宅前にごみを置くとすると、カラス対策などはどう考えているか。  
 (廃棄物政策課長)他市では、対象者がポリバケツを用意したり、ドアノブにごみをかけることで忌避対策している事例があり、今後検討する。  
 (経営監理課長)事業内容の資料に、安否確認をすることを入れたほうがよい。申請方法について、モデル事業でもこのスキームで行うのか。  
 (廃棄物政策課長)申請できる者は多いほうがよいが、協力いただくための説明・周知も必要なため、モデル事業の中で検討していきたい。  
 (経営監理課長)モデル事業の期間は。  
 (廃棄物政策課長)来年4月からスタートし、収集は10月開始の見込み。以降、令和8年度までをモデル事業の期間とし、令和9年度から全市展開としたい。  
 (経営監理課長)申請者は増えていくのか。  
 (廃棄物政策課長)介護認定等の新規取得や施設入所による廃止など、増減はある。  
 (総務法制課長)安否確認時の高齢者対応については、声掛けの研修など、どのように考えているか。高齢者との会話などもあると思うので、福祉と連携して接遇などもしっかりお願いしたい。  
 (廃棄物政策課長)ごみが出ていない際に収集員がインターホンで安否確認し、不在であれば緊急連絡先へつなぐ方法を考えているが、声掛け等の対応についても検討する。  
 (財政課)モデル事業において申請(収集)件数の上限はあるのか。  
 (廃棄物政策課)ない。また、実施状況を見て同じ体制の中でモデル地区の拡充も考えたい。

令和6年8月14日  
決定会議

# 高齢者等のごみ出し支援事業 (ふれあい収集)について

環境経済局 廃棄物政策課

健康福祉局 地域包括ケア推進部 地域包括ケア推進課



## 高齢者ごみ出し支援事業(ふれあい収集)とは・・・

- ・地方公共団体がごみ出し困難な高齢者世帯等から戸別にごみを収集する事業
- ・事業実施の際には「ふれあい収集」という名称が使われることが多い

(参考)ふれあい収集 他自治体の実施状況

都市	実施自治体数	自治体名
指定都市	13市 / 20市 (17市)	札幌市、さいたま市、横浜市、川崎市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、熊本市、(仙台市、千葉市、新潟市、広島市)
県内市	14市 / 19市 (15市)	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、(海老名市)
その他近隣市		八王子市、町田市 ほか

・( )内の自治体は、地域団体へ奨励金の交付等を行うコミュニティ支援型で実施。広島市は今年度実施予定

本市では、自分で持ち出すことができない粗大ごみを宅内から収集する  
(粗大ごみ福祉ふれあい収集)は既に実施しており、  
今回の事業は日常的に排出される一般ごみ及び資源を戸別に収集するもの

# ごみ出し支援事業(ふれあい収集)の必要性

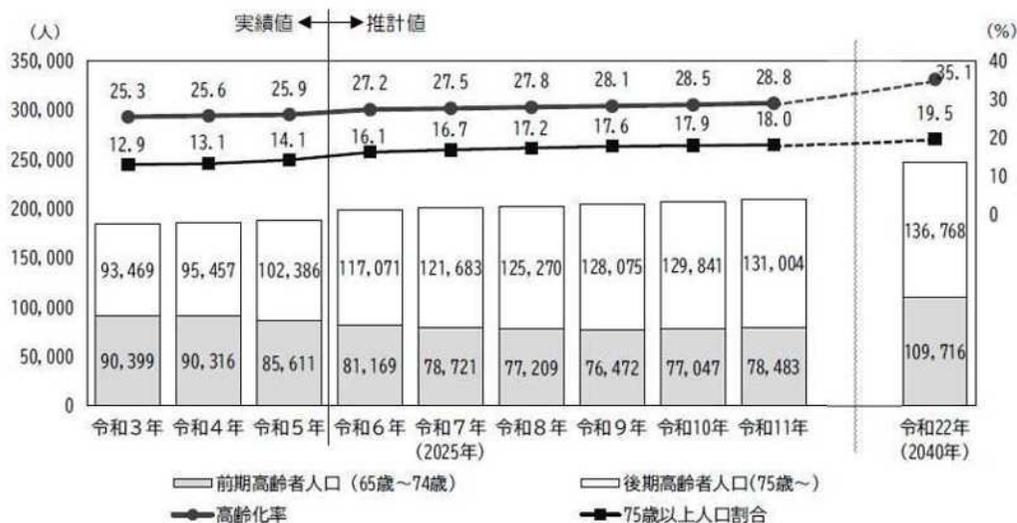
(第9期相模原市保健福祉計画より)

## 〈背景〉

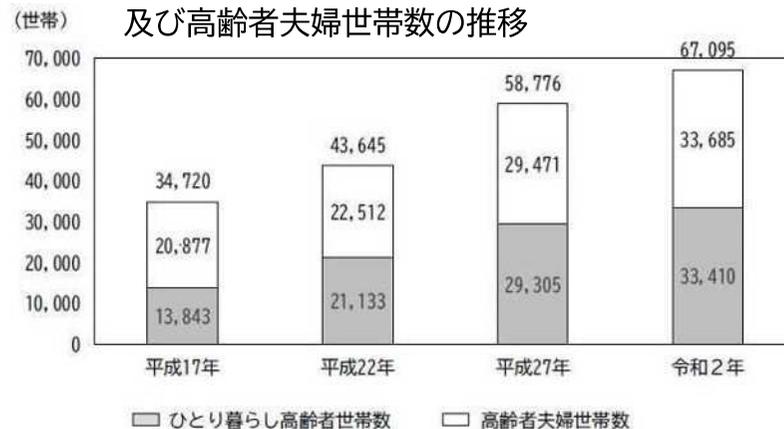
### ★高齢化社会や核家族化の進展

- ①高齢者数や高齢化率は上昇する
- ②ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦世帯は増加する
- ③認知症のある高齢者数は増加する

### ①高齢者数と高齢化率の推移



### ②ひとり暮らし高齢者世帯数及び高齢者夫婦世帯数の推移



### ③認知症のある高齢者数の将来推計



# ごみ出し支援事業(ふれあい収集)の必要性

## 〈背景〉

### ★高齢化社会に対応した廃棄物処理体制へ

「ごみ出しが困難な人への対応を求める声」に対応していく必要がある

#### ■ 「高齢者等実態調査（R5.3）」の結果（○高齢者一般調査 ○高齢者介護予防調査 ○介護保険認定者調査）

「今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて」の問に対して、「ごみ出し」の選択肢は、中位程度の順位という結果となり、将来のごみ出しに不安を感じている層は、一定程度存在するという結果となった。

#### ■ 「障害福祉計画等策定基礎調査（R5.3）」の結果

「福祉サービスに関すること」の問に対して、「ごみ収集を戸別収集にしてほしい。」という回答があった。

#### ■ 各地域包括支援センターへのヒアリング結果（主な内容）

- ①朝のホームヘルプサービス利用における課題がある。（ごみ出しと他のサービスの利用やごみ出し時間など）
- ②ごみ出しの支援者(ボランティア)自身が高齢化しており、今後の継続的な支援に不安がある。
- ③支援が必要なことを言い出せない人たちもいると思われる。
- ④支援者(ボランティア)が見つからない場所もある。
- ⑤精神・身体障害のある人からの相談がある。
- ⑥認知症のある人は、分別や料金支払いの場面などでトラブルになることがある。

#### ■ 「地区まちづくりを考える懇談会」のテーマ

「高齢者のごみ出し支援について」がテーマとなるなど、ごみ出し支援が課題となっている地区があることが分かった。

# 本市の「ふれあい収集」の内容

- 社会的ニーズに対応するべく**対象者宅の玄関先等から家庭ごみを戸別収集する**
- まずは市内において**3地区**を選定し、**令和7年度**にモデル実施を開始する
- 収集時に**ごみが出ていない場合、安否確認(見守り、声掛け)**を行う。
- 全市展開に向けて、**モデル事業**で申請方法、対象要件、見守り方法、収集方法等の課題を明らかにする

## 1. 制度の対象者

### 対象者の要件

※年齢要件は設けない

- ①家庭ごみを自ら集積所に持ち込むことができない人で、
- ②親族や近隣住民の協力を得ることが困難で、
- ③ひとり暮らし又は世帯全員が以下のいずれかに当てはまること



- ④介護保険の要介護2以上の居宅サービス利用者
- ⑤身体1・2級、療育A1・A2、精神1級の手帳所持者

### (要件設定の考え方)

- ・既存の地域コミュニティやその他の取組も尊重する。
- ・同居家族等によるごみ出しが可能な場合は対象としない。
- ・介護予防の観点も重視して、「要支援1～2、要介護1」は要件としない。
- ・障害者手帳の所持者についても、ごみ出しが困難な状況を踏まえ設定した。

(参考)他市の対象者要件について (政令市13市、中核市32市)

★=相模原市の要件

【年齢】

	65歳以上	70歳以上	制限なし
中核市	15市	3市	14市
政令市	6市	1市	6市
相模原市			★

【身体障害者手帳】

	中核市	政令市	相模原市
1級以上	1市	2市	
2級以上	10市	3市	★
3級以上	0市	0市	
4級以上	1市	0市	
制限なし	17市	7市	
要件なし	3市	1市	

【精神障害者保健福祉手帳】

	中核市	政令市	相模原市
1級以上	9市	3市	★
2級以上	1市	1市	
制限なし	14市	7市	
要件なし	8市	2市	

【介護認定】

	中核市	政令市	相模原市
要支援1以上	1市	3市	
要支援2以上	2市	0市	
要介護1以上	11市	4市	
要介護2以上	5市	1市	★
要介護3以上	3市	0市	
制限なし	2市	2市	
要件なし	8市	3市	

【療育手帳】

	中核市	政令市	相模原市
A	9市	2市	★
B	1市	0市	
制限なし	14市	9市	
要件なし	8市	2市	

【その他】

- ・65歳未満で特定疾患医療受給者証の交付を受けている方。
- ・特定医療費受給者証の交付を受けている方。
- ・母子手帳の交付から産後1年以内である方。
- ・加齢や傷病等によりごみをごみステーションまで出すことが困難と認められる方。



# ふれあい収集事業・制度の内容

## 2. 収集の体制など(モデル事業実施時)

項目	内容
収集の体制	各環境事業所及び津久井CC職員が、所有する軽ダンプ(軽トラック)で2人1組で収集
収集地区・世帯数	緑区(旧津久井地域で40世帯)、中央区(50世帯)、南区(50世帯) 合計140世帯程度
収集日	週1回
収集するごみの種類	「一般ごみ」、「資源」、「容器包装プラ」、「使用済み小型家電」

ごみの種別 収集回数	横浜	川崎	横須賀	平塚	鎌倉	藤沢	茅ヶ崎	逗子	三浦	秦野	厚木	伊勢原	座間	綾瀬	町田	八王子	相模原
可燃ごみ 不燃ごみ プラ・ペット 資源	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て
回数/週	1/週	1/週 2/週	1/週	1/週	1/週	1/週	※	1/週	1/週	1/週 2/週	1/週	1/週	1/週	2/週	2/週	1/週 2/週	1/週
(有料化、戸別収集実施の有無)	-	-	-	戸別 (一部 地区)	有料	有料 戸別	有料	有料	-	-	戸別 (一部 地区)	-	-	-	有料 戸別	有料 戸別	-

※ 燃えるごみ2回/週、その他1回/2週

 どの自治体もほぼ全ての種類のごみを同時に収集しており、**収集回数は週1回が多い。**

# ふれあい収集事業・制度の内容

## 3. 見守り・安否確認の方法

(1)ごみが所定の場所に出されていない対象者宅があった場合、インターフォンを鳴らすなどにより、安否確認を行います。

(2)安否確認が取れない(応答がない)場合は、緊急連絡先に連絡を入れます。

(参考)他自治体の安否確認方法

	安否確認のタイミング
ごみがない時	横浜市、平塚市、厚木市、座間市、川崎市、横須賀市、 <b>相模原市</b> 秦野市(2回以上連続でごみ無し)、綾瀬市(3回以上連続でごみ無し)
いつでも	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、町田市、八王子

# 事業の流れ（申請受付～書類審査～現地確認～収集開始まで）

申請者は、

- ・本人
- ・親族
- ・民生委員
- ・自治会長
- ・老人クラブ会長
- ・ケアマネ など

申請書を提出



## ①申請書受付

- (1)窓口で申請書を受け取り  
(郵送も可)
- (2)申請書の記載内容の確認  
※必要に応じて窓口で書き方支援



## ②書類審査

- (3)対象者の要件確認
- (4)「該当」「非該当」を判定

清掃部門へ申請書類の送付

福祉部門の役割

廃棄物部門の役割

収集開始



## 現地(対象者宅)確認

- ・申請者と訪問日の調整
- ・ごみの置き場所の確認
- ・収集開始日の調整

決定通知(郵送)



## 通知の発送

- ・要件に該当する人に「決定通知」を発送  
※該当しない人には「非該当の通知」を発送

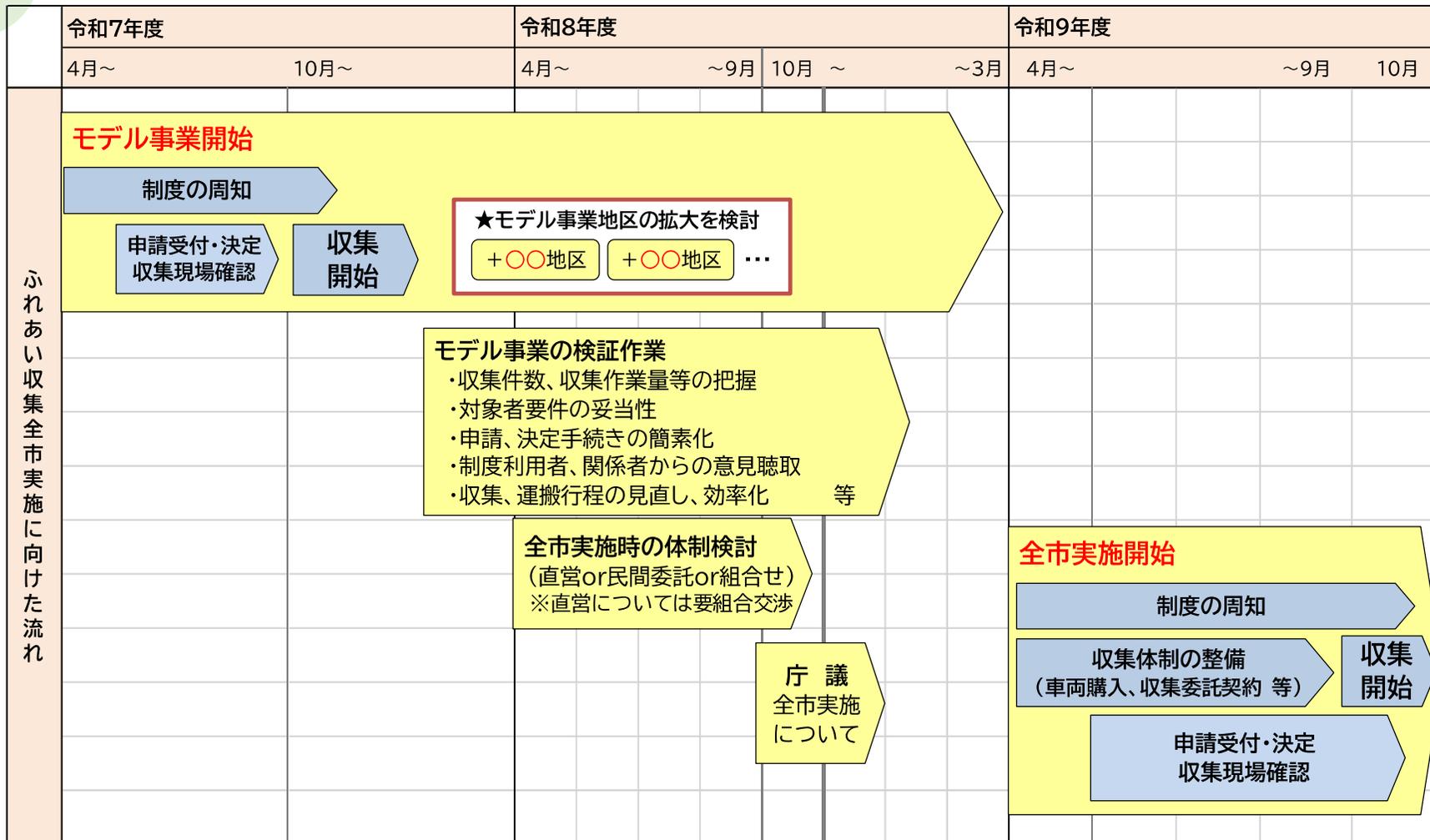
## モデル事業にかかる経費(R7年度分)

科目	内容	説明	金額(千円)
報酬	会計年度任用職員報酬	・橋本台環境事業所(週4日)と津久井CC(週3日)に、それぞれ2名計4名配置(R7.7月~R8.3月分、7.5時間/日勤務) ※ふれあい収集従事のために出来なくなる環境整備員の通常業務をカバーするために配置	6,461
需用費	消耗品費、印刷製本費	・消耗品、事業周知チラシ、説明会用資料など	554
使用料	公共施設使用料	・モデル実施3地区内で実施(公民館大会議室) 8回/月×6か月×3地区 288千円 ・ごみ収集システム端末賃借料3台分(20千円/月×3台×9か月分) 540千円	828
備品購入費	その他備品	資源保管用ダストボックス2台×2か所(麻・橋)	646
		合 計	8,489

※事業費は高齢・障害者施策の見直しにより捻出された財源を活用

※特別交付税措置あり(高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費の1/2)

# モデル事業実施以降のスケジュール(案)



令和6年8月14日

## 1 (仮称) 市民栄誉表彰制度の創設について (相模原市表彰条例の改正)

【市長公室 秘書課】

## (1) 主な意見等

- (総務局長) 資料2ページの「目的」について、「世界的な競技会」と記載されているが、条例改正案では「競技会等」となっているため、表現を揃えた方がよいのではないか。また、スケジュールに「市表彰審査委員会へ意見照会」とあるが、当該照会において提出された意見はどのような取扱いになるのか。
  - (秘書課長) ご指摘の箇所については「競技会等」と修正する。また、市表彰審査委員会への意見照会においていただいたご意見については、改正案への反映について検討する。
  - (総務局長) 当該意見照会は書面にて行うのか。
  - (秘書課長) 書面による照会を予定している。
- (財政局長) 今回提案の市民栄誉表彰は、他市においても類似の表彰があるのか。
  - (秘書課長) 指定都市における事例を確認したところ、浜松市が類似の表彰を条例化している。浜松市は東京2020オリンピック・パラリンピックにおいて金メダリストを輩出しており、既存の表彰条例とは別に市民栄誉賞条例を制定している。
  - (財政局長) 市民栄誉表彰において、団体は対象としないのか。
  - (秘書課長) 市民を冠した表彰を創設するにあたり、他の表彰と差別化を図り、希少性を担保する必要があると考え、個人に限定した。
  - (財政局長) 資料にワールドカップ優勝等を想定とあるが、例えばなでしこジャパンの岩清水選手について、現時点でワールドカップにおいて優勝した場合は市民栄誉表彰の対象となるか。
    - (秘書課長) ワールドカップ優勝を果たしたチームの選手個人としての功績を称え、表彰の候補として市表彰審査委員会に諮る形になる。
    - (財政局長) ノーベル賞も団体として受賞することがあるように思われるが、その場合、やはり団体として市民栄誉表彰の対象とはしないのか。
    - (秘書課長) ノーベル賞を受賞した団体のメンバーに市民がいる場合は、先程のワールドカップ優勝時と同様の取扱いを想定している。
    - (財政局長) リトルリーグのチームが世界大会において優勝した場合の取扱いは。
    - (政策課長) 市民栄誉表彰の対象は、オリンピックやワールドカップのように、連日大会の様子が報道されるなど社会的な関心が極めて高い大会を想定している。
- (総合政策・地方創生担当部長) 本条例第1条の趣旨と、市民栄誉表彰の目的にある「レガシーの創出」という部分が合致していないように感じる。特別表彰についても同様の印象があるため、今回の改正にあわせ、第1条についても文言の修正を検討してはどうか。
  - (秘書課長) 検討する。
- (財政課長) 条例の附則について、「公布の日から施行する」となっているが、具体的な期日については。
  - (総務法制課長) 現時点の会期日程を踏まると、採決の翌日となる10月2日が公布日となる。

## (2) 結果

- 原案のとおり承認する。
  - ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

## 2 (仮称)相模原市子育て応援条例の制定について

【こども・若者未来局 こども・若者政策課】

## (1) 主な意見等

- (市長公室長) 令和6年1月1日に条例を施行する理由について伺う。
  - (こども・若者政策課長) 令和6年3月に「次期子ども・子育て支援事業計画」の策定を予定しており、条例に紐づく事業を掲載することから、1月1日の施行を目指している。
  - (総務局長) 令和7年度に取り組む施策について、当初予算の考え方はどのようになるのか。
  - (こども・若者政策課長) 庁議結果を踏まえ、今後、財政課と調整を進める予定である。
  - (総務局長) 様々な施策を検討している中で、1月1日に条例を施行するのであれば、令和6年度内に予算が反映されていないことは不自然であると考え。そのことに対して答えがないようであれば、早急に調整を進めるべきである。また、子育て施策は庁内横断的に取り組んでいるものと認識しているが、条例の推進体制は、既存の会議体を活用するのか、それとも別の会議体を設置するのか。
  - (こども・若者政策課長) 既に会議体があり、そこで進行管理を行う予定である。
  - (総務局長) 最近、不妊治療を受ける方が増加していると聞く。医療面に対する支援等について、考え方の中で触れられていないが、経済的負担の軽減として、子どもが生まれるまでの支援は含まれているものなのか。条例の施行により、期待値が高まるのではないか。
  - (こども・若者政策課長) 市の責務として、具体的な施策をこれから詰めていくが、検討していく上での1つの材料であると捉えている。また、不妊治療については、現在保険適用となっており、それ以上の支援は、別の議論が必要である。
  - (総務局長) 条例を提案した場合、具体的な施策について整理が必要である。事業の拡充なのか、新しい取組なのか、継続なのか、事業全体として、こども・若者未来局以外の要素も含める必要があるのではないかと考える。
- (財政局長) 条例の施行に合わせた補正予算は要求しないのか。条例の理念に基づき、前出しして取り組むべき施策は整理されているのか。
  - (こども・若者政策課長) まだ整理ができていない。
  - (財政局長) 補正予算についてはタイトなスケジュールとなる。1月1日の施行を目指すのであれば、推進体制を活用し、こども・若者未来局だけ判断するのではなく、他局の意見も踏まえることが必要ではないかと考える。
  - (財政局長) 説明資料19ページは子育て世代への施策であるが、24ページは結婚を希望する者への施策という理解でよいか。
  - (こども・若者政策課長) そのとおりである。
  - (財政局長) 結婚を希望する者への施策は現計予算か。
  - (こども・若者政策課長) 「(仮称) 婚活! さがみはラブ」については、条例制定後、新たな取組として立ち上げる施策であるが、詳細な内容についてこれから検討する。
  - (財政局長) 金額が記載されているものとされていないものがあり、規模感が掴めない。
  - (こども・若者政策課長) 個々の事業費の算出はこれからである。
  - (財政課長) 条例名については、この名称という理解でよいか。
  - (こども・若者政策課長) 調整会議から名称を変更しており、市長等へ改めて報告し確認する。
- (総合政策・地方創生担当部長) 子どもの定義について、次期計画の対象者は「高校3年生まで」と認識しているが、条例は「18歳未満の者」となっている。子ども・子育て支援法は、高校生までを対象としているため、年齢で区切ることに違和感がある。

- (こども・若者政策課長) 子どもの定義については、これまでの検討の中で、成人未満に定めた方が子育て世代への応援に結び付くと考え、わかりやすい表現として考えたものである。
- (総合政策・地方創生担当部長) 既に条例を制定している他市も同様の扱いか。
- (こども・若者政策課長) 他市の条例については、本市の権利条例に近い内容となっており、18歳未満となっている。
- (総合政策・地方創生担当部長) 子育て支援と言った場合、高校生も含まれるのではないか。定義を子ども・子育て支援法に合わせる方がよいと考える。
- (財政局長) 小児医療については、高校3年生までを対象としている。同じ理念にしないと整合が図れないのではないか。条例の対象者を18歳到達までの3月31日までとするものではないのか。
- (こども・若者政策課長) 高校生も対象とする考えである。定義については改めて検討する。
- (総務法制課長) 子育て世代の定義について、調整会議時は、「結婚又は子育てすることを希望する者」が含まれていたが、事業者や施設管理者が結婚を応援することに違和感があるとの議論があり、削除されたことについては承知した。一方で「子育てすることを希望する者」を削除されたが、説明にもあった「不妊治療時の休暇や出産時の立会休暇が取得しやすくなる」や、「マタニティマークを付けている方へ席を譲る」なども応援の対象にしていくと考えているのであれば、「子育てすることを希望する者」を子育て世代の定義に含めてもよいのではないか。
- (こども・若者政策課長) そのような内容も条例の対象に含める予定である。定義を修正する。
- (財政局長) 表現には注意が必要であるが、「子育てすることを希望する者」を定義に追記することで、「結婚を希望する者」もその枠内で捉えることができるのではないか。
- (総務局長) 「結婚してから子育てする」という流れ以外の人もいるため、限定的な表現にならないようにすべきである。
- (総務法制課長) 基本理念について、調整会議時は「(3) 誰もが一人ひとり異なる存在であることを踏まえ、結婚や子育ての在り方や価値観の多様性を認め、尊重することを旨として実施することとします。」とし、ジェンダーアイデンティティに関する内容が記載されていたが、今回削除されている。どのような経過があったのか。
- (こども・若者政策課長) 憲法上の「婚姻」は男女と定められており、条例がその内容を超える書きぶりで位置付けることは難しいと考え削除した。しかし、一人ひとりの価値観を大事にしていかなければならないと考え、表現を変更したものである。
- (総務法制課長) この部分については、非常に重要な内容である。調整会議時は、元々の記載内容で承認したものであり、違う形で提案されることはいかがなものかと考える。
- (総務局長) 考え方を変えず、表現を修正したということか。
- (こども・若者政策課長) 定義等については、調整会議時に様々なご意見をいただき、子育て世代の定義を整理していく中で表現を改めた。
- (市長公室長) 端的に捉えると「多様性」という表現を削除したということか。
- (こども・若者政策課長) 条文を「個人の意思を尊重する」という表現に改め、全ての意味を含ませた。1人ひとりの考え方を尊重していくことを前提に、様々な取組を進めていく。
- (市長公室長) 「結婚や子育ての在り方や価値観の多様性を認め」という部分を、憲法の表現に近い「個人の意思を尊重する」という表現へ変更したことについて、理由を確認したい。
- (こども・若者政策課長) 子育て世代への応援を、価値観や多様性を踏まえた形で行うこととしていたが、「多様性を認め」と直接的に表現してしまうと、調整会議で議論となった「ファミリーシップ制度」との整理が必要となり、結論として、結婚を希望

していない者に対する配慮という意味を含め「個人の意思を尊重する」という書きぶりに留めた。

- (市長公室長) ジェンダーアイデンティティや性的思考に基づく結婚を認めるかどうか、大きな焦点になるのではないかと。変更前の条文でもよかったのではないかと。
- (こども・若者政策課担当課長) 「ファミリーシップ制度を認める」と同じ抵触が起きるのではないかと懸念があり、今回の表現に改めた。
- (総務局長) そのような人達の希望にも沿って取り組むものではないのか。
- (こども・若者政策課長) パートナーシップで子どもを持つ方も、子育てのみを希望する方も応援していく考えである。ただし、条例の中で、価値観に触れる部分を直接表現することは難しいと考え、表現を改めた。
- (市長公室長) 市民局との調整結果について伺う。
- (こども・若者政策課長) 意見等を伺ったが、局内の判断で現在の表現とした。
- (総合政策・地方創生担当部長) 答申の内容から大幅に変わっているが、ジェンダーについて意見はあったのか。
  - (こども・若者政策課長) 審議会からジェンダーに関する意見が出ており、「多様性や個人の価値観があるため、そのことも考えながら検討していただきたい」との答申をいただいた。庁内での調整により表現等を変更することがある旨を事前にお伝えしているが、今月審議会が予定されているため、経緯等を丁寧に説明していく。
- (財政局長) 次期計画のパブリックコメントはいつ頃を予定しているのか。
  - (こども・若者政策課担当課長) 次期計画は、12月の部会で説明し、その直後にパブリックコメントを予定している。
  - (財政局長) 例えば、条例を同時期に実施することはできないのか。
  - (こども・若者政策課担当課長) 条例の施行を4月とすれば、同時期に実施することは可能である。
  - (市長公室長) 次期計画は庁議に諮るのか。
  - (こども・若者政策課担当課長) 10月頃に諮る予定である。
  - (総務局長) 条例と次期計画がどのように関連するのかが不透明である。今の状況では未調整な部分が多々あり、今後予定される部会等での説明に対応できる熟度になっていないのではないかと考える。

## (2) 結果

- 継続審議とする。

## 3 物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担の軽減及び今後の方向性について

【教育局 学校給食課】

## (1) 主な意見等

- (総務局長) 子育てするなら相模原市を掲げているが、給食費の改定により保護者へ負担を求めていくかたちになるが、庁内でどのように整理をして進めていくか。
  - (学校給食・規模適正化担当部長) 給食費の改定がそのまま保護者の負担増につながるとは考えていない。改定についての議論は、本市の全庁的な子育て応援施策の中で、経済的な負担の軽減も含めて、今後検討していく。
- (財政局長) 改定の検討をもっと早くに始められなかったか。
  - (学校給食・規模適正化担当部長) 令和4年からコロナウイルスに伴う国からの交付金等で物価上昇に伴う部分を補っており、全国的な給食費の無償化の流れや、他の政令市の動き等も探りながら局内では慎重に検討を進めていたが、庁議を行うまでには至っていなかった。
- (財政局長) 現在の給食費の執行状況について問う。
  - (学校給食・規模適正化担当部長) 現在の給食費のなかでやりくりできるよう努力はしているが、提供するメニューや食材によっては1食あたり現在の給食費を超えてしまう日もある。令和6年度の予算を組む際に、物価上昇分を一般財源でみることは難しいとの判断もあり、予算計上を行っていない。
- (総合政策・地方創生担当部長) 基金について、今回設置する基金は今後不足額が生じた際に補填するための基金という解釈でよいのか。
  - (学校給食・規模適正化担当部長) そのように考えている。
  - (総合政策・地方創生担当部長) 今後の給食費の改定の詳細が決まっていなかったなかで、基金の設置だけを先行して決めるのは難しい。基金の目的やルールを決めてから基金の設置をすべき。
- (市長公室長) ここで無理して基金を作らなくても、今年度分の不足分は補正対応という手段もある。
  - (総務局長) 本来の基金のあるべき姿として、将来的な事象が起こった場合に備えて基金を設置しておくものだと考えるが、その議論が足りていないように感じる。
  - (総務法制課長) 資料7ページの基金に関する記述を、今後の活用方法も含め具体的に示して頂きたい。
  - (学校給食課長) 資料を修正する。

## (2) 結果

- 継続審議とする。

## 4 高齢者等のごみ出し支援事業（ごみふれあい収集）について

【環境経済局 廃棄物政策課、健康福祉局 地域包括ケア推進課】

## (1) 主な意見等

- （総務局長）別途検討いただいている戸別収集や、ごみ有料化とリンクしているのか。また、ごみ出しができない点は地域課題の一つであり、申請時に自治会や民生委員など地域の方を介して行うものであると理解している。一方で、自治会加入のメリットがないという意見が市民局にも寄せられているが、自治会と連携することで自治会加入につながる仕組を構築することができるのではないかと。以上について検討されていることがあれば伺いたい。
  - （ゼロカーボン・資源循環推進担当部長）まず、戸別収集、ごみ有料化については、先般改定した一般廃棄物処理基本計画の中で検討すると位置付けており、廃棄物減量等推進審議会による議論を開始したところである。ふれあい収集は、あくまでも福祉的な観点を踏まえて収集の円滑化を目指すものであり、有料化等の議論とは切り分けて考えている。次に、自治会加入の問題に関する検討だが、自治会と連携する取組についてはすでに実施している自治体の事例から、廃棄物減量等推進審議会の中でも意見が二分されている状況である。説明資料1ページに記載している、ふれあい収集を実施している指定都市17市のうち、例えば、仙台市、千葉市、新潟市については、地域やボランティアがごみを収集し、その団体に対して奨励金を支払うという手法を取っている。ただ、担い手不足が問題となるため、ごみ収集は公共性が高いものと考えて、市で対応する必要があると考えている。現状、廃棄物減量審議会の中でも地域との関わりについて意見が出ており、地域コミュニティの希薄化につながるのではないかとという考えと、担い手不足により、収集に加えてごみステーション管理も厳しくなっていくのではないかとという考えの双方の意見が挙げられている状態である。
- （総務局長）モデル事業として実施するとロコミで取組が広がり、戸別収集への市民ニーズが高まっていくものと考えられ、セットで検討していかざるを得ないのではないかと。今後の地域説明内容等については熟慮いただきたいと考える。
- （市長公室長）今回の審議事項はモデル事業の実施についてだが、今後は全市展開することが前提の事業という理解で良いか。
  - （ゼロカーボン・資源循環推進担当部長）そのとおりである。
- （総合政策・地方創生担当部長）令和8年度に一度モデル事業が終了し、次の収集開始が10月からとなっている。令和9年度からの全市展開が前提となると、一度収集事業が途切れてしまうということか。
  - （ゼロカーボン・資源循環推進担当部長）スケジュール上の実施事項として記載しているが、実際にはシームレスに収集を継続させるように考えている。
- （総合政策・地方創生担当部長）参考資料にある他自治体の取組について、ふれあい収集の利用世帯数にばらつきがある。比較的利用世帯数の多い八王子市を参考としていると思われるが、条件が当市に近いのか。
  - （廃棄物政策課長）町田市、八王子市が要件的にも比較的近いと、参考として数値を算出している。
- （総合政策・地方創生担当部長）町田市、八王子市は戸別収集を実施しているのか。実施しているならば、それを理由に、ふれあい収集の利用世帯数が多く算出されると考えるか。
  - （廃棄物政策課長）町田市、八王子市ともに戸別収集を実施している。戸別収集について、戸建ては玄関先での収集であるが、アパートやマンションはごみステーションにて収集を行っている。一方でふれあい収集は、ごみステーションまで持っていけない方を対象として、各世帯の玄関先まで収集しに行くことになり、その点で世帯数に違いが出てくる。戸別収集を実施していることが多く算出される理由とはならないと考える。

- (財政局長) 説明資料5ページその他に記載のある他市の取組について、「母子手帳の交付から産後1年以内である方」との要件があるが、当市では含めないのか。
  - (廃棄物政策課長) あくまでも身体的な問題によってごみを出すことができない方を対象としているため、生活の困窮度などの要素は含んでいない。モデル事業を実施しての意見等を踏まえて対象を見直す方法もある。
- (財政局長) 令和7年度予算として850万円ほど計上されているが、特別交付税の上限はないのか。
  - (廃棄物政策課) 基準額や上限額の設定はない。
- (財政局長) それ以外の2分の1の一般財源は、障害者施策の見直しにより捻出された財源を活用と記載があるが、最大1,200件となり、1億円程度の事業費を見込んでいるということか。
  - (廃棄物政策課長) 現在の試算では、実施の体制について3パターン想定している。そのうちの一つである、すべての収集を民間委託する場合には、約1億7,000万円程度になると算出している。
- (財政局長) どのパターンで実施するかはまだ決定していないという認識で良いか。
  - (廃棄物政策課長) そのとおりである。
- (財政局長) 1,000世帯程度を見込んでいるということであれば、直営はあり得ないという認識で良いか。
  - (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) 現時点で、どのパターンとなるか決定しているわけではない。
  - (廃棄物政策課長) 現在、一般ごみの収集を民間と直営5割ずつで収集している。直営の職員がふれあい収集に従事すると一般ごみを収集できなくなることから、直営での実施となった場合でも、民間事業者に一般ごみの収集を委託する必要がある。
- (財政局長) 民間事業者も職員を集めることは大変なのではないかと考えられ、民間事業者が実施できなくなった場合の対応は懸念される。
- (総務局長) 説明資料4ページ要件設定の考え方に記載の「既存の地域コミュニティやその他の取組も尊重する。」とはどういったものか。
  - (廃棄物政策課長) 自治会で行うごみ収集の助け合い制度や介護保険の居宅介護サービスなどの既存制度については、ふれあい収集を事業化したとしても継続して実施いただき、いずれのサービスを利用するか選択できるというものである。地域の活動を妨げるものではない。
- (総務局長) 先ほど、地域の取組は担い手不足などの課題があるという説明があったため、既存の取組を排除するように捉えられる可能性がある。既存制度を含めて一緒に検討していくという趣旨であるのか。
  - (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) 地域で実施している既存制度に触れるつもりはない。今回提案しているふれあい事業は、地域の課題解決を促すものではなく、既存制度を受けることができない方を対象としている仕組みである。住み分けという表現になると考えるが、地域での取り組んでいる既存制度を否定するものではない。
- (総務局長) 担い手不足という課題があるのなら、多くの制度を組み合わせる実施していく必要がある。ふれあい収集も含めたいくつかのメニューを選択できるという位置づけの方が良い。
- (総務局長) すでに実施している地域の取組が、ふれあい収集に置き換わってしまう可能性もあるということか。
  - (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) その可能性はある。ただ、地域の取組を尊重し、地域の助け合いの中で実施いただきたいという考えは前提にある。
- (財政課長) 障害者施策の見直しで捻出した財源を使用する想定であるが、令和9年度から全市展開することで約10倍の5,000万円となる事業費についても、障害者施策の見直し分で賄うことができるという理解で良いか。

- (地域包括ケア推進課長) 障害者施策の見直し分について視野には入れているが、現時点では収集の手法や具体的な世帯数も出ていないため、展開するタイミングで改めて庁議に諮る際に判断したいと考えている。
- (財政局長) 事業費はどちらが持つのか。
- (廃棄物政策課長) 障害者施策の見直し分をあてるが、予算書上は環境経済局の衛生費に計上する。
- (南区役所副区長) 本事業とごみの減量化に関りはあるか。
- (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) あまりないと考えている。ただ、戸別収集と同様に、自宅の玄関先にごみを出すという責任を感じることで、ごみの減量化につながる可能性はある。
- (総務法制課長) 将来的に市がごみの有料化を決定した際には、ふれあい収集を利用していても有料のごみ袋を購入いただくなどの対応となるか。
- (廃棄物政策課長) 有料化のルールに応じてふれあい収集の方も対象となる。例えば、所得要件を付けて該当する方には市がごみ袋を配布するといった制度になれば、ふれあい収集の方も同様の取扱いになる。
- (総務法制課長) 受益者負担とし、有料ごみ袋の購入が必要となれば減量化につながると思われる。無料でごみ出しをするためにふれあい収集を利用するということがないように留意する必要がある。
- (総務法制課長) 説明資料5ページに記載の対象要件について、各項目制限なしで実施している自治体が多い。対象が広くなり負担が大きくなると思うが、こういった仕組みで取組まれているのか。
- (廃棄物政策課長) 制限なしの項目が増えれば対象要件に当てはまる人が拡大するよう見えるが、前提として「自分でごみステーションまで持っていくことができない人」という条件を置いているため、大幅に対象者が増えてしまうということはない。
- (中央区役所副区長) 説明資料4ページに記載のある安否確認について、声かけをして応答がない場合の対応・情報共有の仕方はどういったものか。
- (廃棄物政策課長) ふれあい収集事業の申請書に、緊急連絡先を記載いただくことを想定している。インターフォンや声かけをして応答がない場合、担当の環境整備員が直接連絡するか、福祉部門を通じて連絡するか検討したい。

## (2) 結果

- 原案のとおり承認する。

以上